

## 第 15 回米原市男女共同参画審議会次第

令和 3 年 10 月 27 日(水) 10 時 15 分～  
米原市役所 4 階 会議室 4 A

1 あいさつ

2 議事案件

- (1) 第 4 次米原市男女共同参画推進計画の骨子(案)について  
… 資料①～③

3 その他

資料④

閉 会

◎次回会議日程

日時：令和 3 年 1 2 月 日 ( ) 時から

場所：

# 第4次米原市男女共同参画推進計画策定について

資料 1

## 計画策定の趣旨

- 固定的な性別役割分担意識の解消、女性の活躍推進、DV対策等への取り組みを進め、誰もが自分らしく生きることのできる地域社会を目指すため、社会情勢、国・県の動向を踏まえて計画を策定する。
- 平成 29 年に策定した「第3次米原市男女共同参画推進計画」の期間が令和3年度で満了することから、各種調査、米原市男女共同参画審議会での検討を通して「第4次米原市男女共同参画推進計画」を策定する。計画の期間は令和4年度～令和8年度の5年間とする。

## 国・県の動向

国「第5次男女共同参画基本計画」	県「パートナーシッププラン 2025（仮称）」
<b>社会情勢の現状及び課題</b> (1) 新型コロナウイルス感染拡大による女性への影響 (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 (3) 人生 100 年時代の到来 (4) 法律・制度の整備（働き方改革等） (5) デジタル化社会への対応（Society5.0） (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動 (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災） (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流	<b>重視すべき視点</b> ・あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速 ・働き方・暮らし方の変革と多様性 <b>目指す姿</b> Ⅰ 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現 Ⅱ あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展 Ⅲ 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現 Ⅳ 男女共同参画意識の浸透

## 米原市の現状・課題

### （1）あらゆる場面における意識改革が必要

家庭や地域において、性別役割分担意識が依然として強く残っており、様々な分野における女性の活躍を妨げる要因となっていることが考えられます。市民意識調査においても、依然として社会的なしきたりやならわし、性別役割分担意識による男女の不平等を感じる状況があることがうかがえ、あらゆる場面における意識改革が重要となっています。ライフステージに応じた意識啓発を行い、女性が様々な活動に積極的に参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

### （2）女性が積極的に活躍できる環境づくりが必要

政策・方針決定の場への女性の参画状況は、滋賀県内でも低くなっており、あらゆる分野での女性活躍促進に向けて、女性のエンパワメントを高められる環境づくりを進める必要があります。また、女性が暮らしやすい地域づくりに向けて、若年層に対して「子育てしやすいまち」をアピールするなど定住を促進するような施策展開を進めるとともに、女性が活躍できる基盤づくりに取り組むことが必要です。

### （3）家庭と仕事を両立できる環境の整備が必要

ワーク・ライフ・バランスについては、市民意識調査で男女ともに望む暮らし方ができていない現状がみられ、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備、家事・育児・介護等のケアワークについて家庭での役割分担がより進むよう支援していくことが大切です。また、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりに向け、新型コロナウイルス感染症対策を契機として広まったテレワークの推進等に取り組み、仕事と生活の調和が図られるよう、より一層支援を進める必要があります。

### （4）DVや困難を抱える人への支援が必要

市民意識調査では、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によってDVの増加や深刻化が懸念されていることなどから、相談支援の充実や団体等と連携した被害者への支援体制の強化が必要です。また、災害時に備え、女性の視点を取り入れた備蓄品や避難所運営の検討・推進、様々な困難を抱える人への支援や理解促進に努め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

## 計画骨子（案）

基本理念

「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

### 基本目標Ⅰ 基本的人権の尊重

～人権尊重と豊かな社会づくり～

- 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革
- 2 お互いを尊重しあうための教育の推進
- 3 DV等あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】
- 4 困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり

### 基本目標Ⅱ 多様な主体との協働

～あらゆる分野への男女共同参画の促進～

【女性活躍推進計画】

- 1 地域・家庭における男女共同参画の促進
- 2 あらゆる分野での女性の活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり

～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

- 1 男女の生涯にわたる健康支援
- 2 多様性の尊重

### 【重点施策】案

- ・ 固定的な役割分担意識の解消  
⇒ 固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに関する啓発強化…等
- ・ DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実  
⇒ 相談体制の強化、シェルターの設置に向けた検討…等
- ・ 誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり  
⇒ 自治会等の意思決定の場への女性の進出促進、人材育成…等
- ・ 地域の防災活動における男女共同参画の推進  
⇒ 防災会議への女性の参画、女性の視点を取り入れた避難所運営…等
- ・ 女性活躍の基盤づくり  
⇒ 審議会や管理職等への女性の登用促進、移住・定住支援…等

## 第3次米原市男女共同参画推進計画【現行計画】

基本目標	基本施策	施策の方向
基本目標Ⅰ 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への 男女共同参画の促進～	【1-1】 地域における 男女共同参画の促進	①地域における男女共同参画意識の向上
		②男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり ★重点
		③地域での男女の防災活動への参画推進 ★重点
		④男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生
	【1-2】 家庭における 男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画意識の向上
		②男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進
	【1-3】 女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	①審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 ★重点
		②女性のエンパワーメントの支援
		③女性の就業継続や再就職支援の促進
	【1-4】 就業環境の整備と 就業機会の拡大	①女性や若者の創業・起業の支援
		②ワーク・ライフ・バランスの推進
		③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな 社会づくり～	【2-1】 男女の生涯にわたる健康 支援	①母性の尊重と母子保健の充実
		②生涯にわたる心身の健康保持と増進
		③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
	【2-2】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進
		②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実
		③被害者の安全確保と自立支援
	【2-3】 子育てしやすい 安心・安全なまちづくり	①子育てにやさしいまちづくり
		②家庭の教育力の向上
	【2-4】 高齢者、障がい者、外国人 等が安心して暮らせる社会 づくり	①社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり
		②在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実
基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生 のまちづくり ～男女が共に安心して 豊かに暮らせる環 境づくり～	【3-1】 お互いを尊重しあうための 教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり
		②園、学校等における男女共同参画の推進
	【3-2】 多様性の尊重	①多文化への理解と共生の取組
		②性的少数者についての意識啓



## 第4次米原市男女共同参画推進計画【次期計画案】

★は重点施策候補、赤字は変更・追加箇所

基本目標	基本施策	施策の方向	取り組み内容案
基本目標Ⅰ 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな 社会づくり～	【1-1】 人権尊重と男女共同参画 への意識改革	①人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発	広報、HP等の活用、講演会・展示会等の開催
		②固定的な役割分担意識の解消 ★重点	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスに関する啓発(広報やチラシ、ポスターによる啓発、講演会の実施等)
		③男女共同参画をリードする人材の育成・支援	女性団体の育成・支援、研修会の実施、女性団体のネットワーク化
	【1-2】 お互いを尊重しあうための 教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり	情報提供、固定的な性別役割分担意識の見直し、人権学習、メディアリテラシーの向上
		②園、学校等における男女共同参画の推進	教職員や保護者等の意識啓発・連携、発達段階に応じたキャリア教育
	【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進	ライフステージに応じた教育・啓発、企業等へのハラスメント対策に関する啓発
②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 ★重点		相談しやすい窓口の充実、関係機関との連携	
③被害者の安全確保と自立支援		一時避難、情報管理等による被害者の安全確保、保護機関との連携・支援、心身の回復や自立に向けた支援	
【1-4】 困難を抱える人が 安心して暮らせる社会づくり	①社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり	高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者等への支援	
基本目標Ⅱ 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への 男女共同参画の促進～	【2-1】 地域・家庭における 男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画の促進	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進
		②誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり ★重点	自治会等への働きかけ、研修会等によるリーダー等人材育成、団体・グループ活動支援
		③地域の防災活動における男女共同参画の推進 ★重点	女性の視点を踏まえた防災活動の推進、女性の視点を取り入れた備蓄品や避難所運営の検討・推進
	【2-2】 あらゆる分野での 女性の活躍推進	①女性活躍の基盤づくり ★重点	審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進、就業支援、補助金等の支援、移住・定住に向けた支援、子育て支援、
		②女性の就業支援の促進	女性や若者の創業・起業の支援、セミナー等による情報提供、企業・大学等との協働、学習機会の拡充
		③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進	様々な分野における性別を問わない就業支援
【2-3】 ワーク・ライフ・バランスの 推進	①職場における男女共同参画の推進	企業への啓発、情報提供、働き方改革に向けた支援、ポジティブアクションの推進	
	②男女が共に家事・育児・介護しやすい環境づくり	育児休業・介護休業の取得促進、子育て支援事業、家庭の教育力の向上	
	③多様な働き方の促進	テレワークの促進、ダイバーシティの促進	
基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生 の まちづくり ～誰もが安心して豊 かに暮らせる環 境づくり～	【3-1】 男女の生涯にわたる健康 支援	①母性の尊重と母子保健の充実	母子保健事業の充実、健診・がん検診の受診促進
		②生涯にわたる心身の健康保持と増進	健康づくりへの支援
		③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重	学校における教育の充実、不妊・不育への支援
	【3-2】 多様性の尊重	①多文化への理解と共生の取組	多文化共生に向けての意識啓発、外国籍市民との交流機会の提供、外国籍市民への生活支援
		②多様な性についての意識啓発	性的マイノリティ等への理解促進

# 第4次米原市男女共同参画推進計画

## 【骨子案】

令和3年 10 月

米 原 市

# 目次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 米原市が目指す男女共同参画とは .....	2
3 計画の位置付け .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画策定の背景 .....	4
<b>第2章 米原市の現状と課題</b> .....	<b>6</b>
1 第3次米原市男女共同参画推進計画の実績 .....	6
2 課題のまとめ .....	9
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>13</b>
1 基本理念 .....	13
2 3つの基本目標 .....	13
3 重点施策 .....	13
4 計画の体系 .....	14
<b>第4章 施策の方向</b> .....	<b>15</b>
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>15</b>
<b>資料編</b> .....	<b>16</b>
1 統計から見る本市の現状 .....	16
2 各種調査結果等から見る男女共同参画に関する意識 .....	29

# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### (1)誰もが活躍できる社会の実現

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。しかし、現実には我が国の男女共同参画の推進状況は、特に、政治や経済分野の取り組みの遅れにより、国際的に大きな差を広げられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や無意識に感じている偏見、固定概念に対して、社会や地域の仕組み、ライフステージに応じた個人の意識の見直しを図り、誰もが活躍できる社会の実現を目指すことが求められます。

### (2)持続可能な地域社会の実現

人口減少が続いている中で、特に若い女性の人口流出が見られる地域では、誰もが安心して自分らしく過ごすことができ、個性と能力を十分に発揮し活躍できるような環境の基盤を構築することが、人口減少に歯止めをかける持続可能な地域社会の実現のために必要となっています。

### (3)安全・安心な暮らしの実現

近年、自然災害が甚大化・頻発化している中、災害時に、女性をはじめとした配慮が必要となる人たちのニーズに対応するため、男女共同参画の視点による災害対応も必須となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の増加、感染拡大によるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等を契機とした、経済的・精神的DV（配偶者暴力）の増加、ひとり親世帯をはじめとした、女性の貧困等がコロナ禍の下で可視化・頻発化しているとされており、様々な課題に配慮した支援が必要となります。

### (4)課題解決に向けた計画策定

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 19 年に「米原市男女共同参画推進計画」を策定しました。その後、平成 24 年に「第 2 次米原市男女共同参画推進計画」、平成 29 年に「第 3 次米原市男女共同参画推進計画」を策定し、施策を推進してきました。

このたび、第 3 次計画の期間が満了することから、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画（パートナーしがプラン 2025）」の施策の動向を踏まえ、この間の少子高齢化など社会情勢の変化に対応する内容とするため、「米原市男女共同参画審議会」等での議論を重ねながら、「第 4 次米原市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

## 2 米原市が目指す男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。特に、誰もが希望に応じた働き方ができ、安心して子育てをすることができる活力ある男女共同参画社会の実現が不可欠です。

地域社会では、これまで、子育てや介護といった役割を女性が多く担っており、男性の参画等は進んではいるものの、依然としてその多くを女性が担っている状況が続いています。地域が持続的に発展し、将来に向けて市民が元気でいきいきと充実した生活をおくることができるよう、女性が活躍できる基盤を整備し、地域における男女共同参画を引き続き推進していく必要があります。

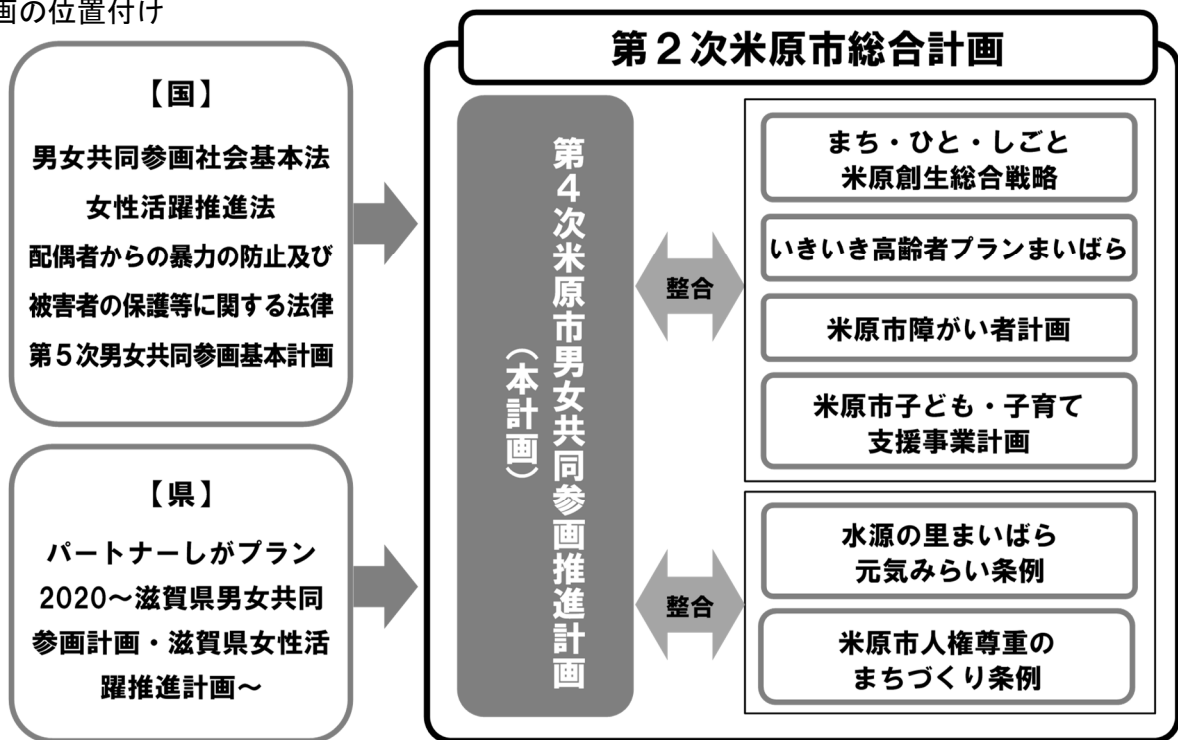
また、地域では、性別や年齢、身体の状態、国籍等の異なる様々な人が住んでおり、すべての市民が基本的人権や多様性を尊重しあうことが重要です。

本市では、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるとともに、多様性を尊重する環境の整備により、互いを尊重し、思いやりの心もち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会を目指します。

### 3 計画の位置付け

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- ② 本計画は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
- ③ 本計画は、「DV防止法」の第 2 条の 3 第 3 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV基本計画」として位置付けます。
- ④ 本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」および県の「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を踏まえるとともに、「第 2 次米原市総合計画」やその他の関連計画・条例との整合を図り策定するものです。

#### ■ 計画の位置付け



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。ただし、法改正等の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
国	第 4 次	第 5 次男女共同参画基本計画 (令和 7 年度末)					次期計画
県	現行計画	パートナーしがプラン 2025 (令和 3 年 10 月策定予定)					
市	【現行計画】第 3 次	【本計画】第 4 次米原市男女共同参画推進計画					



## 5 計画策定の背景

### (1) 国際的な動向

昭和 50 年、国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後 10 年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和 51 年から昭和 60 年までの 10 年間で女性の地位向上を目指す国連婦人の 10 年と決定されました。その後、昭和 54 年に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という）が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求められました。

平成 7 年、北京での「第 4 回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」および「行動綱領」が採択され、これにより、各国政府は、平成 8 年末までに自国の行動計画を開発し終えることが求められました。

「第 4 回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17 年には、「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組の継続が求められ、20 年目にあたる平成 27 年に開催された「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）では、「北京宣言」および「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。

また、平成 27 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されています。

平成 31（2019）年 3 月には「第 5 回国際女性会議 WAW!」「W20（Women20）」が日本において同時に開催され日本および国際社会が抱える今日的課題について、包括的かつ多角的に議論されました。

### (2) 国の動向

昭和 50 年の国際婦人年を契機に、男女平等に関する国内の法律や制度の整備が進められ、我が国は昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年には、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。令和元年に一部改正され、令和 4 年 4 月から「一般事業主行動計画」の策定義務が、労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大され、中小企業でも女性活躍の動きは加速していくこととなります。

平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを旨とするなどを基本原則としています。

令和 3 年に世界経済フォーラムにより、各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数（GGI）」が発表されました。日本の順位は 156 か国中 120 位と先進国の中で最低水準となっており、依然として男女間の格差が解消されていないことがわかります。

令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指すための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしました。

### (3) 県の動向

県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮しながら、互いに生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成13年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」により、様々な取組を進めてきました。

平成28年3月には、「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

令和3年10月には県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、男女共同参画社会に向けた取組を一層加速させるための計画として、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速」「働き方・暮らし方の変革と多様性」を重視すべき視点とした「パートナーしがプラン2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」を策定する予定となっています。

### (4) 米原市の動向

本市では、平成17年の合併を機に、総務部人権協働課に男女共同参画担当を設置し、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みをスタートしました。その後、男女共同参画センターでの相談支援、女性の市政への参画推進、米原市女性人材バンク(なでしこネット)の設置など、男女がともに暮らしやすいまちづくり、女性活躍の推進に向けて取り組んできました。

また、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的とした「米原市自治基本条例」、人権尊重のまちづくりを進めるための「米原市人権尊重のまちづくり条例」、また「水源の里まいばら元気みらい条例」等の内容を踏まえた、「男女共同参画推進計画」に基づき、様々な分野における男女共同参画の取り組みを推進しています。

## 第2章 米原市の現状と課題

### 1 第3次米原市男女共同参画推進計画の実績

「第3次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」では、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。令和2年までの実績値における目標の達成状況は次の通りです。

#### 基本目標Ⅰ 多様な主体との協働

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
男女共同参画に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	5回 （～H27年度）	8回 （～R2年度）	5回 （H28～R2年度）
市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数（年ごと）	4人 （H28.4.1）	15人 （R3.4.1）	3人 （R3.4.1）
女性が代表者または副代表者である団体の割合（滋賀県市町村男女共同参画推進状況一覧表中「滋賀県地域住民自治団体等における女性の参画状況」のうち、「自治会・町内会・区等」の数を除く合計の割合）（年ごと）	9.0% （H28.4.1）	20.0% （R3.4.1）	10.8% （R3.4.1）
NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合（市民意識調査）	5.0% （H27）	10.0% （R3）	10.2% （R3）
防災会議における女性委員の割合（年ごと）	9.1% （H28.4.1）	20.0% （R3.4.1）	7.1% （R2年度）
市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合（市民意識調査）	37.9% （H27）	50.0% （R3）	27.8% （R1）
「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合※ （男女共同参画市民意識調査）	28.3% （H27）	20.0% （R3）	52.4% （R2）

※「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合について、今回の調査では、前回調査の「「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。」という設問文から、「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」といった考え方に同感しますか。」という設問文に変更となっています。

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
育児休業を取得したことがある市役所男性職員数（過去5年間の累計）	2人 （～H27年度）	5人 （～R2年度）	4人 （H28～R2年度）
各種審議会委員のうち女性が占める割合（年ごと）	31.4% （H28.4.1）	35.0% （R3.4.1）	34.2% （R3.4.1）
女性委員のいない審議会等の数（年ごと）	6 （H28.3.31）	0 （R3.3.31）	6 （R3.3.31）
市役所管理職における女性職員の割合（年ごと）	25.0% （H28.4.1）	30.0% （R3.4.1）	19.1% （R3.4.1）
女性人材バンク登録制度への全体登録数（年ごと）	30人 （H28.4.1）	60人 （R3.4.1）	58人 （R3.4.1）
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定事業者数（努力義務である300人以下の市内事業所に限る）（事業所内公正採用選考・人権啓発事業所のみ）（過去5年間の累計）	0社 （～H27年度）	3社 （～R2年度）	8社 （～R2年度）
女性のエンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	3回 （H28～R2年度）
保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）※	6,152人 （H27年度）	2,400人 （R2年度）	2,092人 （R2年度）
待機児童発生数（年ごと）	0人 （H28.4.1）	0人 （R2.4.1）	3人 （R2.10.1）
女性起業支援対象者（過去5年間の累計）	4人 （～H27年度）	10人 （R2年度）	5人 （H28～R2年度）
市役所年次有給休暇の平均取得日数（年ごと）	7.1日 （H27年度）	12日 （R2年度）	10.5日 （R2年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数（過去5年間の累計）	1回 （～H27年度）	5回 （～R2年度）	3回 （H28～R2年度）
人・農地プランを作成した集落数（市民意識調査）	31集落 （H27）	45集落 （R3）	46集落 （R2年度）

※保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）について、令和元年10月から幼児教育無償化により3歳児以上の保育料が無償化されたため、令和2年度（目標）の軽減対象者（延べ人数）を2,400人としています。

## 基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	29.5% （H27年度）	50.0% （R2年度）	25.1% （R2年度）
子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.9% （H27年度）	50.0% （R2年度）	20.5% （R2年度）
乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.0% （H27年度）	100% （R2年度）	91.3% （R2年度）
ニュースポーツ等の出前講座の実施回数 （年ごと）※	13回 （H27年度）	20回 （R2年度）	1回 （R2年度）
「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を 行う実施校率（年ごと）	40.0% （H27年度）	50.0% （R2年度）	100.0% （R2年度）
中学校でのデートDV予防教育の実施率 （年ごと）	50% （H27年度）	100% （R2年度）	66.7% （R2年度）
ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談の件 数（年ごと）	33件 （H27年度）	—	42件 （R2年度）
子育て支援センターにおける相談の件数 （年ごと）	575件 （H27年度）	—	407件 （R2年度）
ファミリー・サポート・センター会員総数 （年ごと）	79人 （H28.4.1）	200人 （R3.4.1）	167人 （R2年度）
家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数（過 去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	5回 （～R2年度）	4回 （H28～R2年度）
地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくり を行っている地域（団体）数（市民意識調査）	20地域 （H27）	35地域 （R3）	35地域 （R2）
認知症サポーター養成講座の受講修了者に占め る男性の割合（年ごと）	44.8% （H27年度）	50.0% （R2年度）	50.0% （R2年度）

※ニュースポーツ等の出前講座の実施回数について、令和元年度と令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施できていないことが考えられます。

## 基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テ ーマとして実施したことがある自治会の割合（過 去5年間の累計）	4.6% （～H27年度）	15.0% （～R2年度）	1.7% （H28～R2年度）
小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 （年ごと）	80.0% （H27年度）	100.0% （R2年度）	80.0% （R2年度）
日本語教室における外国籍市民参加者数（年ご と）	134人 （H27年度）	200人 （R2年度）	154人 （R2年度）
性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過 去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	2回 （R2年度）

## 2 課題のまとめ

社会情勢や統計データ、各種アンケート調査結果等から、男女共同参画における本市の現状と課題は以下のようにまとめられます。

### (1) あらゆる場面における意識改革が必要

#### 現状

- 市民意識調査では、日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の考え方について、男性の方が同感する人の割合が高くなっており、男女で意識の差が出ています。
- 市民意識調査では、地域の行事等において、「男女不平等はない」と考える人は増えておらず、依然として社会的なしきたりやならわし、性別役割分担意識による男女の不平等を感じる状況があることがうかがえます。また、学校教育や職場等各分野の項目においても、同様の状況となっています。
- 女性の自治会長の割合や市職員に占める女性管理職の割合は滋賀県内の他市町と比較して低くなっています。
- 自治会調査では、女性の自治会長が少ない理由として、引き受ける人がいないことや慣例で男性となっていることが挙げられています。
- 市民意識調査では、小・中学校での必要な取り組みとして、地域や家庭における男女共同参画の教育が挙げられており、学校における教育・学習を一層充実させるとともに、あらゆる場面での男女共同参画意識の浸透を図っていく必要があります。

#### 課題

家庭や地域において、性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえ、様々な分野における女性の活躍を妨げる要因となっていることが考えられます。市民意識調査においても、家庭や地域をはじめ、学校や職場等での男女の不平等について、ほとんど改善がみられない状況となっており、あらゆる場面における意識改革が重要となっています。

今後は、ライフステージに応じて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生まないような意識啓発を行い、誰もがそれぞれの希望に応じて、様々な活動に積極的に参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

## (2)女性が積極的に活躍できる環境づくりが必要

### 現状

- 政策・方針決定の場への女性の参画状況では、審議会委員、市の管理職、自治会長、防災会議委員において、女性の割合が県平均よりも低くなっています。
- 若い女性の転出超過数が近年増加しており、いったん市外に出た女性のUターンも少なくなっています。
- 子育て世代である25～44歳女性の就業率は75%（平成27年）と国・県より10ポイント近く高く、県内19市町中2番目となっています。
- 未婚女性と有配偶女性の就業率を比較すると、20～24歳で全国や県と比べて大きな差があり、若い女性ほど結婚や出産を機に仕事を辞めるケースが多いことがうかがえます。
- 3世代世帯比率が15%と国・県と比較して高く、県内19市町中6番目となっています。
- 自治会調査では、自治会長が女性であるのは1自治会のみとなっています。（全107自治会中）
- 市民意識調査では、女性の活躍が進むとよいと思う分野・立場について、「自治会などの地域活動リーダー」が男性では4割程度、女性が1割台後半となっており、男女で差が出ています。
- 事業所調査では、女性管理職が少ない（または、いない）理由について、「女性従業員が少ない、またはいない」「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいない」が6割以上となっています。一方で、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は前回調査よりも増加しています。

### 課題

政策・方針決定の場への女性の参画に向け、女性委員のいない審議会等については、米原市女性人材バンク（なでしこネット）の活用等によりさらなる取り組みを進めることが求められます。

自治会などの地域活動で女性の活躍が進むとよいと思う女性は少なくなっており、あらゆる分野での女性活躍促進に向けて、女性のエンパワーメントに関しての周知・啓発、事業所におけるポジティブ・アクションの促進等による、意識改革を進める必要があります。

また、若い女性の大都市圏への流出が増大していることを踏まえ、市内の企業における女性の参画拡大、地方における柔軟な働き方の実現など、女性が活躍できる地域づくりが地方創生の観点からも重要となります。

本市では、子育て世代の女性の就業率が高いことや3世代世帯比率が高いことから、働きながら子育てしやすい環境に恵まれている一方で、若い女性ほど結婚や出産で仕事を辞めるケースが多いこともうかがえます。女性が望む働き方、暮らし方ができるよう、若年層に対して「子育てしやすいまち」をアピールするなど定住を促進するような施策展開を進めるとともに、さらに女性が活躍しやすい基盤づくりに取り組むことが必要です。

### (3)家庭と仕事を両立できる環境の整備が必要

#### 現状

- 市民意識調査では、普段の生活の中で優先したいと考えるものは、男女ともに「家族と過ごす時間」が最も多くなっている一方で、現状で優先しているものは、男性では「仕事」、女性では「家事」が最も多くなっています。現状と希望が異なる理由としては、「配偶者や家族の理解不足」が女性で多く、「職場における残業などの長時間労働」「職場の上司や同僚の理解不足による」が男性で多くなっています。
- 市民意識調査では、女性の働き方について、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が半数以上で、「子どもができてもずっと働き続けるほうがよい」は2割にとどまっていることから、家事・育児を女性が中心に担っており、仕事との両立が難しい現状がうかがえます。
- 市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきことについて「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が女性では半数近くと最も多く、男性より10ポイント近く高くなっています。
- 市民意識調査では、男性の育児休業取得に賛成する人の増加がみられ、事業所調査では、育児・介護の休業制度がある事業所の増加がみられます。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの導入やオンラインの活用などの働き方が全国的に推奨されたこともあり、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進への機運が高まっています。

#### 課題

ワーク・ライフ・バランスについては、男女ともに普段の生活で優先したいのものの希望がかなえられていないのが現状で、家庭や職場での理解促進、長時間労働の改善、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境の整備が必要となっています。

また、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりに向け、テレワークの推進等に取り組み、仕事と生活の調和が図られるよう、より一層支援を進める必要があります。市内の企業等の理解と協力を得ながら、仕事と生活を両立できる職場環境や、働きやすく働きがいのある環境づくりを推進していくことが重要です。

市民意識調査では、女性の働き方について、子どもができて仕事も続けることを望む人が多い一方で、出産後や子育て中は仕事との両立が難しい状況がうかがえます。家庭内での協力や支援制度の活用によって、家事・育児・介護等のケアワークについて家庭における適切な役割分担がより進むよう理解の促進を図ることが大切です。



## (4)DVや困難を抱える人への支援が必要

### 現状

- 市民意識調査では、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、相談した人の相談先は、家族や友人・知人が多く、警察や公的機関は1割未満となっています。また、DVやセクハラをなくすために必要なことについて、女性では「被害者のための相談所の整備」、男性では「家庭や学校での人権尊重の教育の充実」が多くなっています。
- 事業所調査では、セクハラやパワハラ防止に向けた取り組みを実施している事業所は7割以上となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVの増加や深刻化が懸念されます。
- 国では、DV防止法の改正により、DV被害者の保護対策の強化が進められています。また、パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアル・ハラスメントの防止対策も強化され、事業所や団体とも連携を図り、広く取り組みを推進していく必要があります。
- 国では、令和3年から、入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」として性被害に関する問題を広報啓発することとしており、若年層に対する教育・啓発等の強化に取り組むことも求められます。
- 市民意識調査では、災害に備えるために必要なことについて、女性では「備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」が多くなっています。
- ひとり親世帯数が増加しています。

### 課題

市民意識調査では、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、相談しやすい相談窓口の充実や相談方法の周知、DVに関する正しい知識の啓発が求められます。被害者の支援に向けては、一時避難所となるシェルターの整備や支援する団体への支援、また、セクハラやパワハラの防止に向けては、企業等と連携した取り組みを進めることが重要です。

また、本市では、地域での男女の防災活動への参加推進について、重点項目として取組を進めてきましたが、防災会議における女性委員の割合は低くなっています。防災活動への女性の参画を促進するとともに、女性の視点を取り入れた備蓄品や避難所運営の検討・推進を行う必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人、性的少数者等、社会的困難を抱えている人は、さらに複合的な困難を抱えることがあります。様々な困難を抱える人がいるということの理解を促進することで、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、国の動きや社会情勢、本市における現状と課題を踏まえ、市において目指すべき男女共同参画社会の姿として、以下の基本理念を掲げます。

「女(ひと)と男(ひと)がともに認め合い  
互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

### 2 3つの基本目標

- (1) 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
- (2) 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
- (3) 多様性の尊重と共生のまちづくり  
～誰もが共に安心して豊かに暮らせる環境づくり～

### 3 重点施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実
- (3) 誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり
- (4) 地域の防災活動における男女共同参画の推進
- (5) 女性活躍の基盤づくり

## 4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）」がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	Ⅰ 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～	【1-1】 人権尊重と 男女共同参画への意識改革	①人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発 ②固定的な性別役割分担意識の解消 ★重点 ③男女共同参画をリードする人材の育成・支援
		【1-2】 お互いを尊重しあうための 教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり ②園、学校等における男女共同参画の推進
		【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 ★重点 ③被害者の安全確保と自立支援
		【1-4】 困難を抱える人が安心して 暮らせる社会づくり	①社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり
		Ⅱ 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～	【2-1】 地域・家庭における 男女共同参画の促進
	Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～	【2-2】 あらゆる分野での 女性の活躍推進	①女性活躍の基盤づくり ★重点 ②女性の就業支援の促進 ③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
		【2-3】 ワーク・ライフ・バランス の推進	①職場における男女共同参画の推進 ②男女が共に家事・育児・介護しやすい環境づくり ③多様な働き方の促進
		【3-1】 男女の生涯にわたる 健康支援	①母性の尊重と母子保健の充実 ②生涯にわたる心身の健康保持と増進 ③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
	【3-2】 多様性の尊重	①多文化への理解と共生の取組 ②多様な性についての意識啓発	

## 第 4 章 施策の方向

---

※施策体系に基づき具体的な取り組み内容を記載します。

## 第 5 章 計画の推進体制

---

※本計画の推進体制および進捗管理の考え方を記載します。

# 資料編

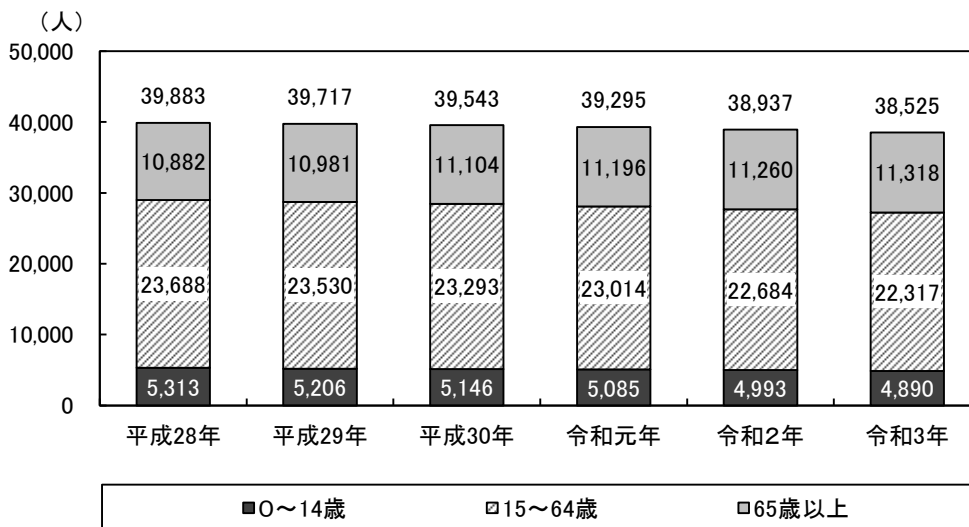
## 1 統計から見る本市の現状

### (1)人口の推移

総人口をみると、年々ゆるやかに減少しており、令和3年では38,525人となっています。

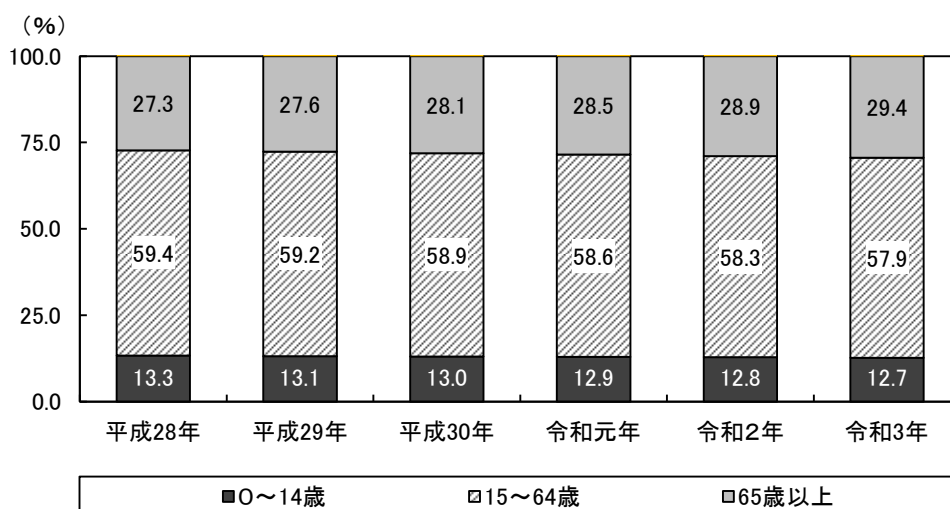
年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の割合が増加する一方、0～14歳、15～64歳の割合が減少しており、令和3年における65歳以上の割合は29.4%となっています。

■総人口および年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

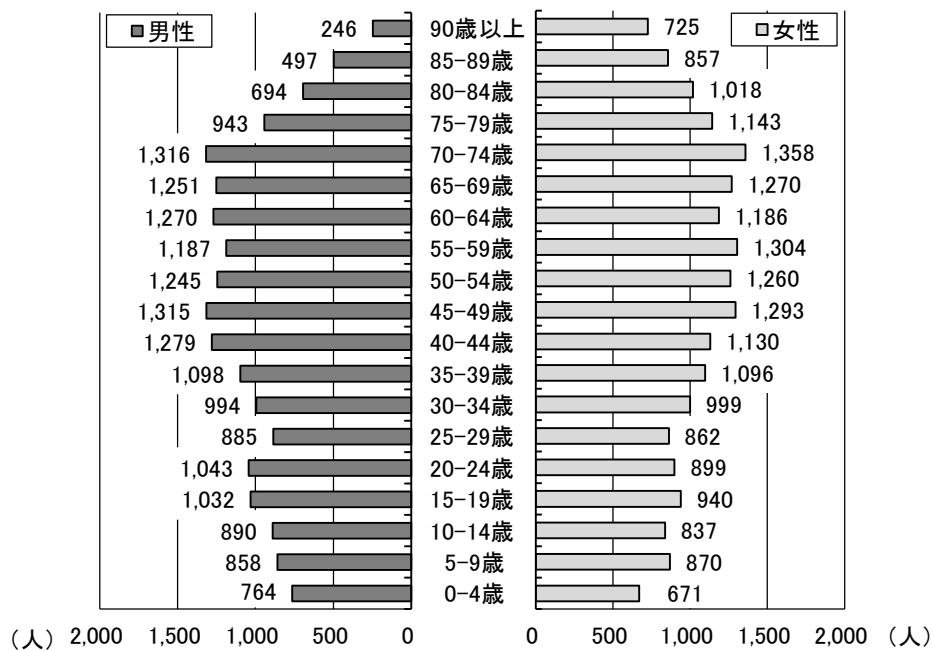
■年齢3区分別人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

5歳階級別人口をみると、男女とも70～74歳がそれぞれ1,316人、1,358人と最も高く、次いで男性は45～49歳が1,315人、女性は55～59歳が1,304人となっています。

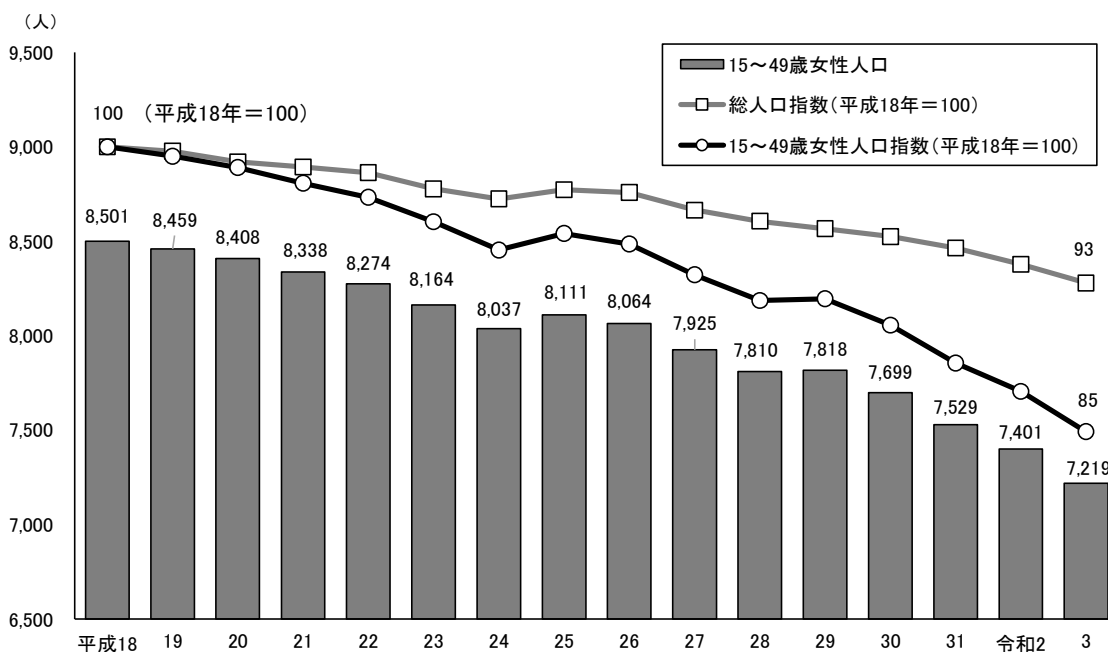
■5歳階級別人口(令和3年)



資料:住民基本台帳(1月1日現在)

15～49歳の女性人口は平成18年から令和3年にかけて1,282人、約15%減少しており、総人口の減少幅(約7%)より大きくなっています。

■15～49歳女性人口と総人口・15～49歳人口の減少率の推移

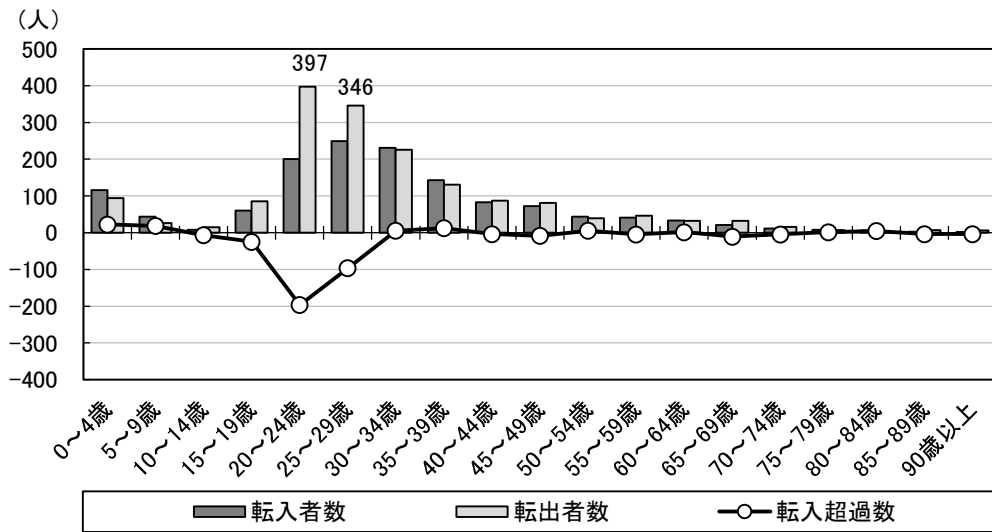


資料:住民基本台帳(平成18～25年は毎年3月末現在、平成26年以降は毎年1月1日現在)

## (2)人口移動の推移

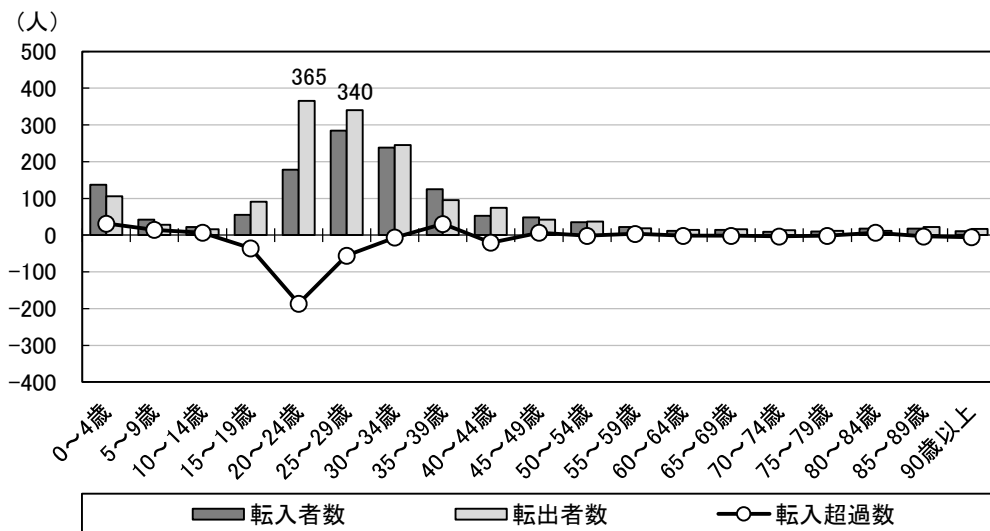
転入・転出の状況を見ると、男性、女性ともに、20歳代前半の転出者が多くなっています。

■年齢階級別にみた転入超過数の推移(男性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年~2019年の合計)

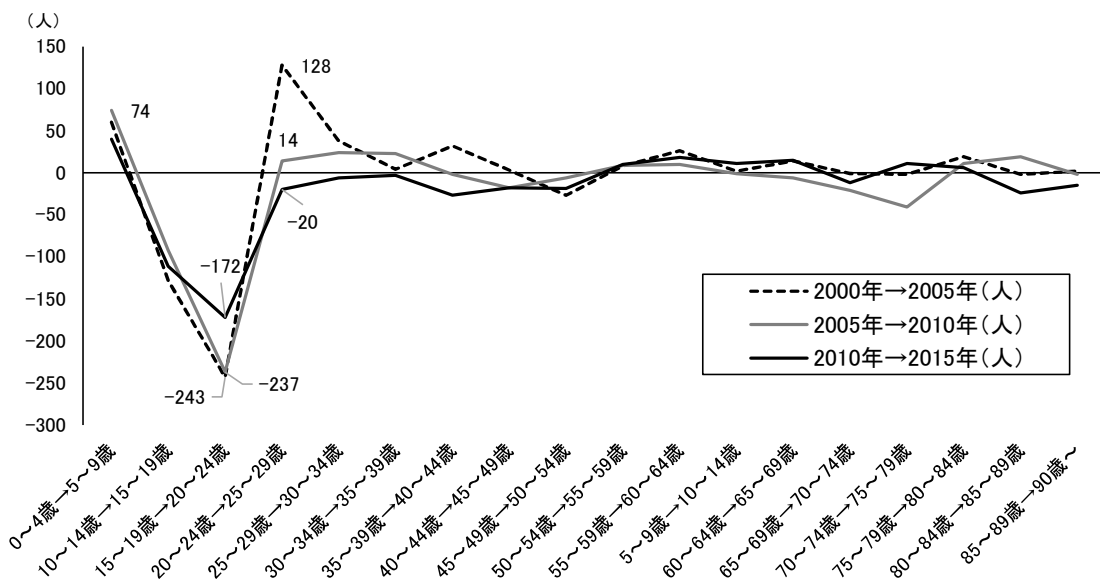
■年齢階級別にみた転入超過数の推移(女性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年~2019年の合計)

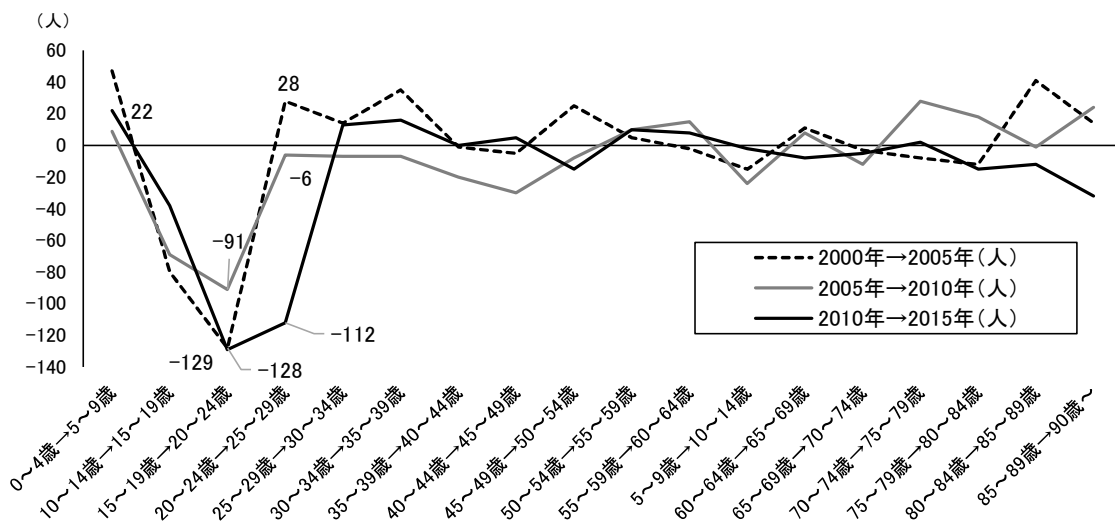
年齢階級別の人口推移をみると、かつては10代後半で大学進学や就職等で米原市を離れた若年層が20代後半以降にある程度は米原市に帰ってくる状況がありましたが、2010年⇒2015年では、20代前半⇒20代後半は転出超過となっています。特に男性と比べて女性では、20歳代後半の戻りが大幅に減少しています。

■年齢階級別の人口推移(男性)



資料:米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)

■年齢階級別の人口推移(女性)



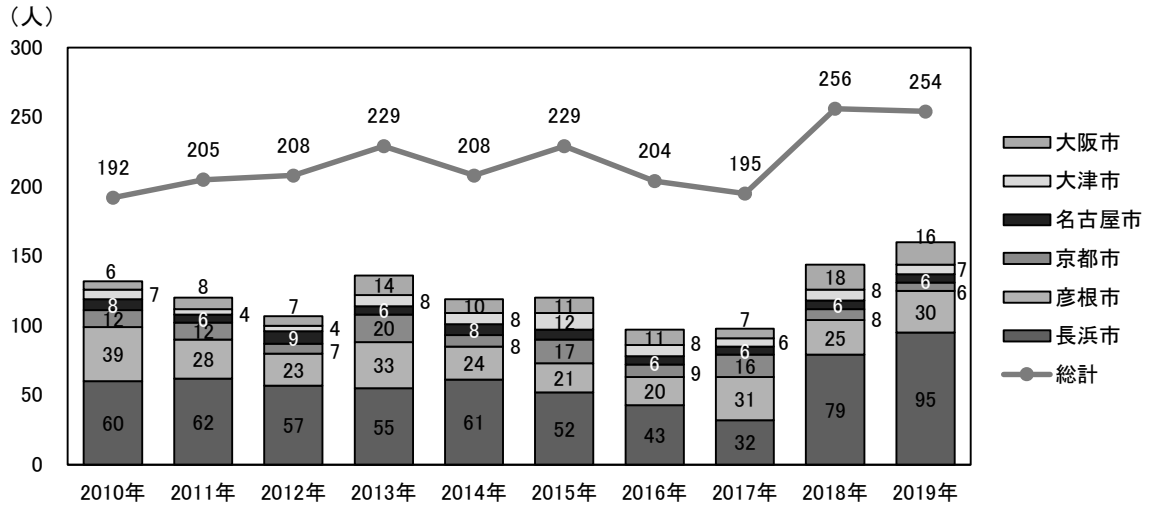
資料:米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)



20歳代女性の転出者数は増加傾向にあり、転出先別では2018年、2019年は長浜市への転出の増加が目立ちます。

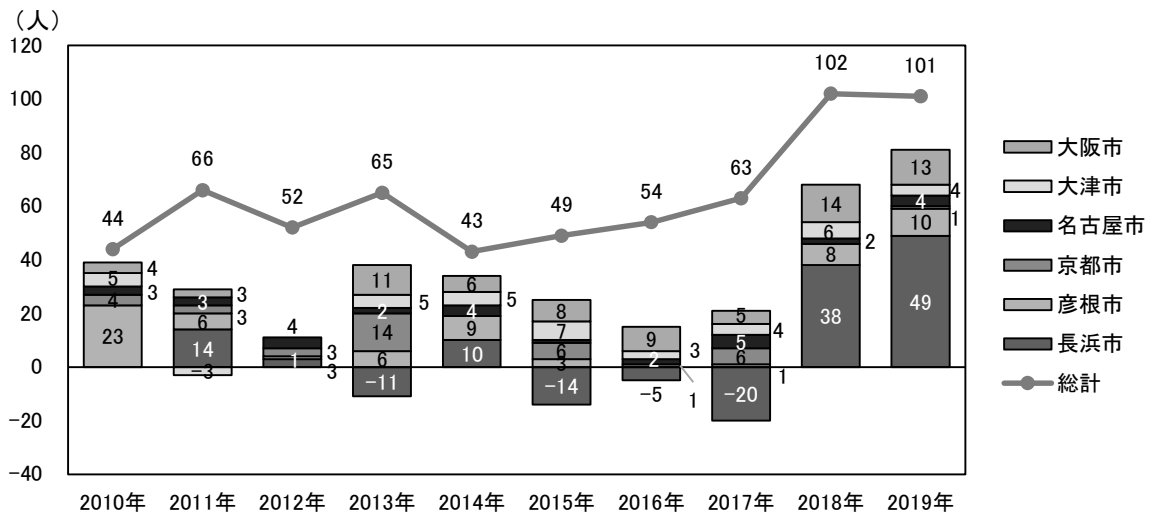
また、20歳代女性の転出超過数も増加傾向にあり、かつては転入超過の年もあった長浜市への転出超過の人数が近年増えています。

■20歳代女性の転出者数と主な転出先の推移



資料：地域経済分析システム、住民基本台帳人口移動報告

■20歳代女性の転出超過数と主な転出入先の推移

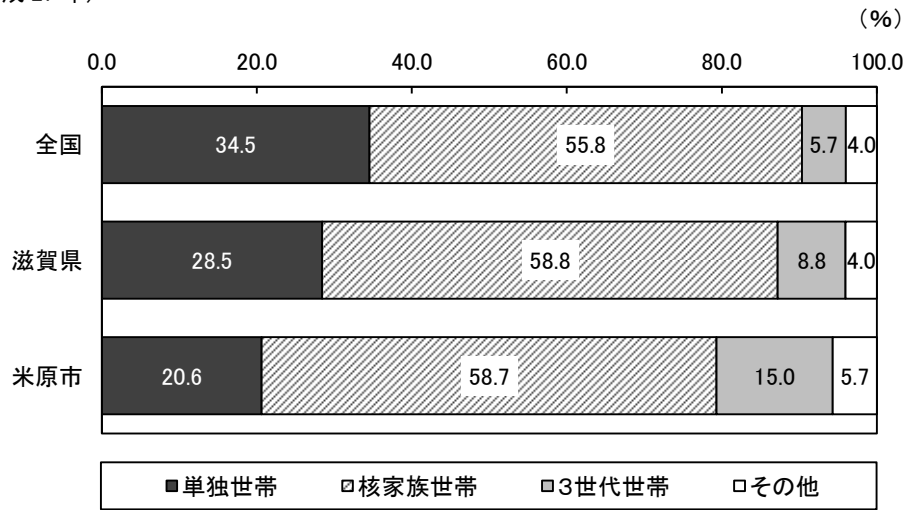


資料：地域経済分析システム、住民基本台帳人口移動報告（※マイナスは転入超過数）

### (3)世帯の状況

世帯構成をみると、全国・滋賀県より単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。また、核家族世帯の割合は同程度となっています。

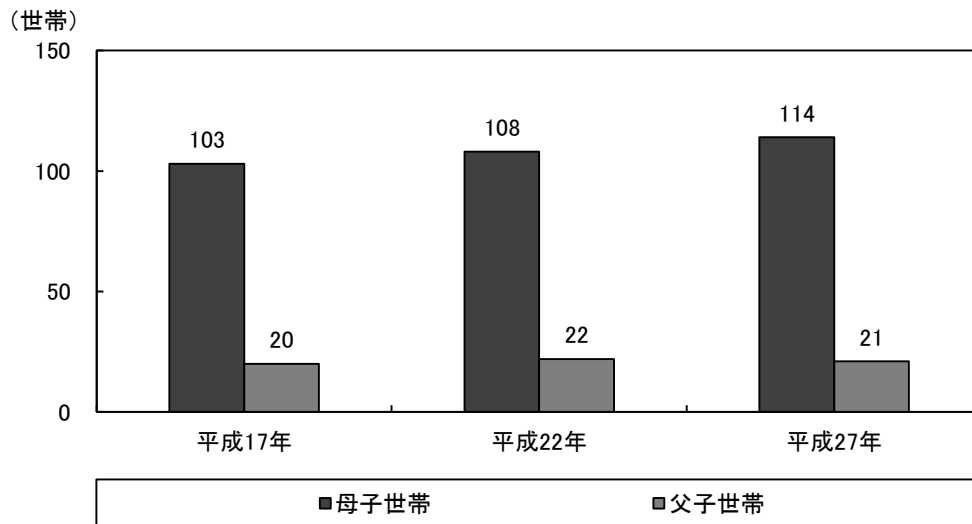
■世帯構成(平成27年)



資料: 国勢調査

ひとり親世帯をみると、母子世帯は増加傾向、父子世帯は横ばいとなっています。

■世帯の家族類型の比較(平成27年)

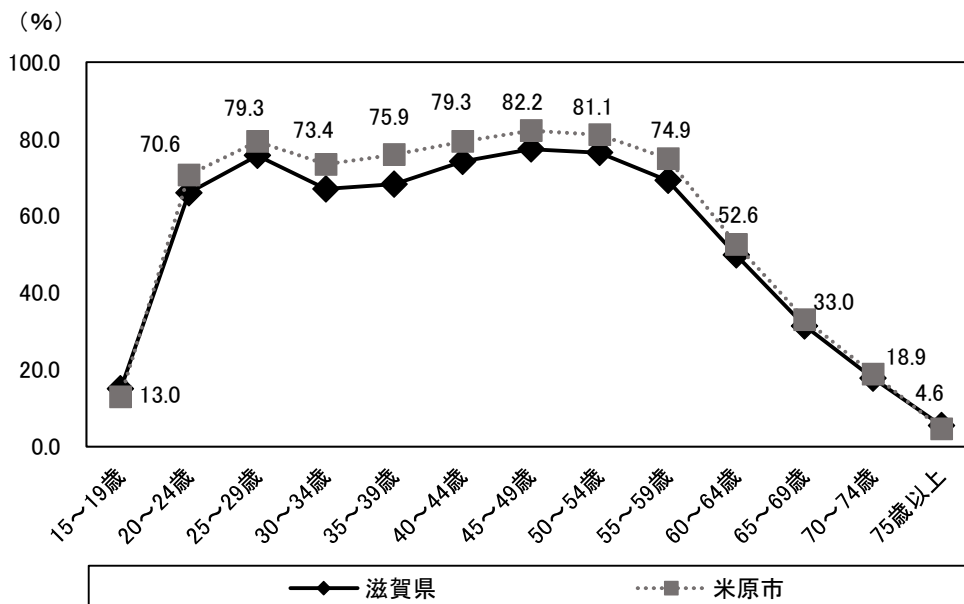


資料: 国勢調査

## (4)女性の就業率

女性の5歳階級別就業率をみると、滋賀県の実績に比べ、20～74歳の各世代で高くなっており、特に30代でその差が大きくなっています。

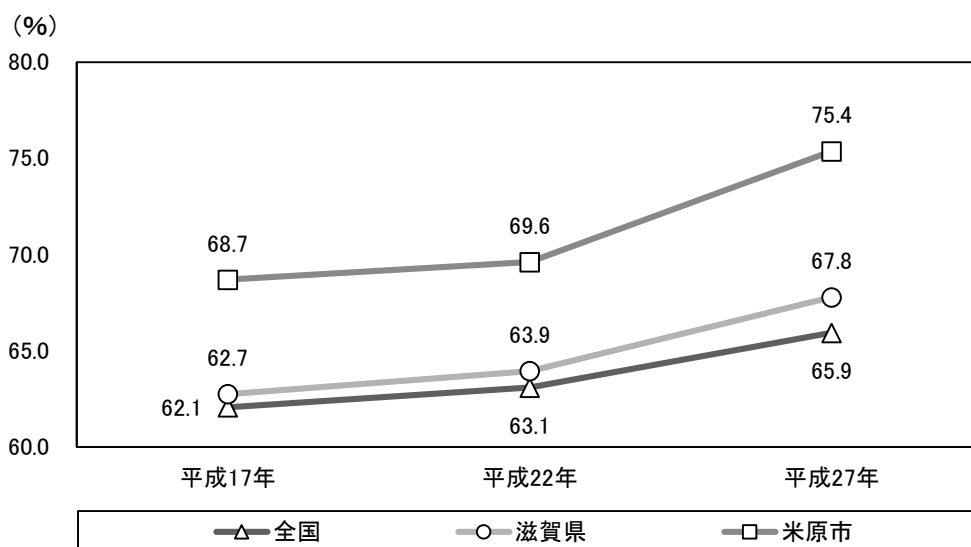
■女性の5歳階級別就業率(平成27年)



資料: 国勢調査

令和7年の政府目標が「82%」(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)である25～44歳の女性の就業率をみると、本市は平成27年時点で75.4%と、全国、滋賀県を10ポイント近く上回っています。県内市町村の中でも多賀町(76.2%)に次いで高い水準です。

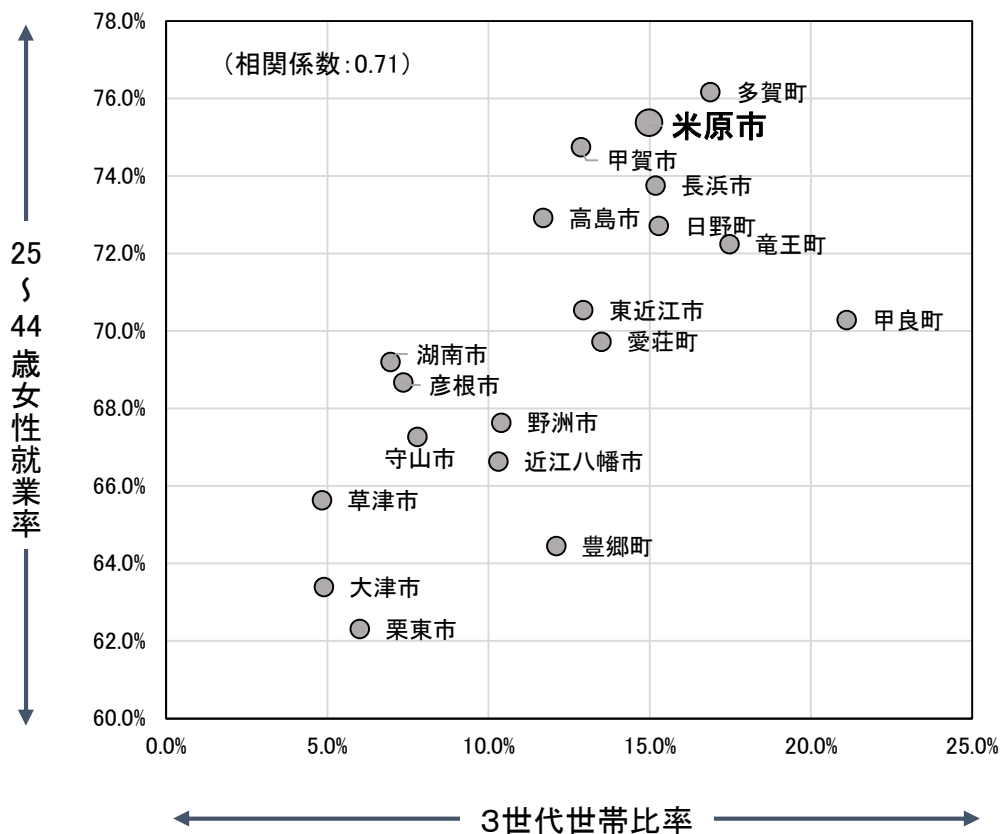
■25～44歳女性の就業率の推移と全国・県との比較



資料: 国勢調査

県内 19 市町の 25～44 歳女性の就業率と 3 世代世帯比率の関係をみると、相関係数 0.71 と強い相関関係があることがわかります。本市は県内 19 市町中、就業率（75.4%）は 2 位、3 世代世帯比率（15.0%）は 6 位といずれも高い数値になっています。

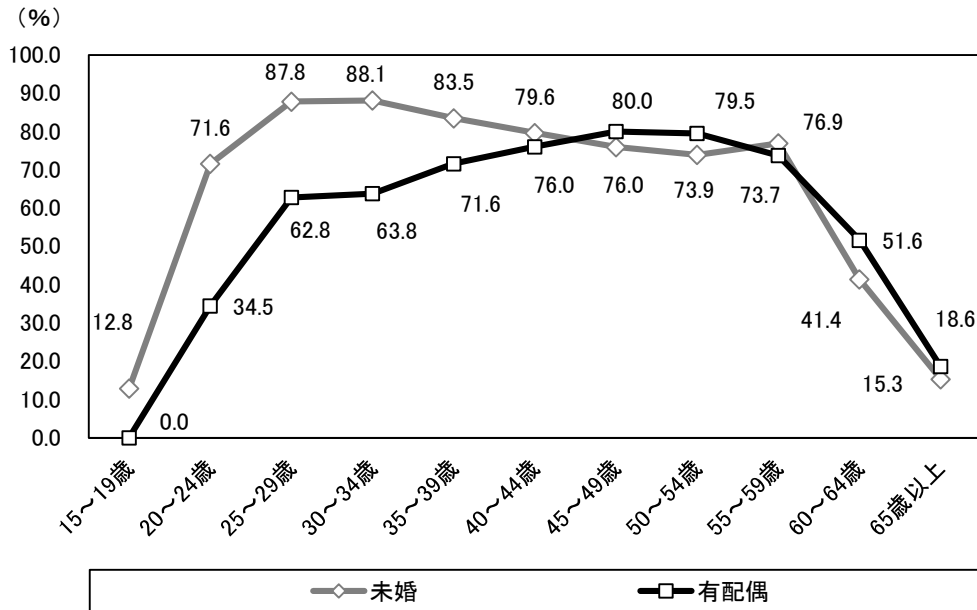
■ 25～44 歳女性就業率と 3 世代世帯比率の県内 19 市町比較



資料: 平成 27 年国勢調査

未婚、有配偶別の就業率をみると、20～39歳で大きな差があり、とくに20～24歳では37.1ポイントの差と、全国（18.3ポイント）、県（22.2ポイント）と比べて大きくなっています。

■女性の未婚、有配偶別の5歳階級別就業率(平成27年)



資料: 国勢調査

(参考)

■未婚女性の就業率と有配偶女性の就業率の差

(単位: ポイント)

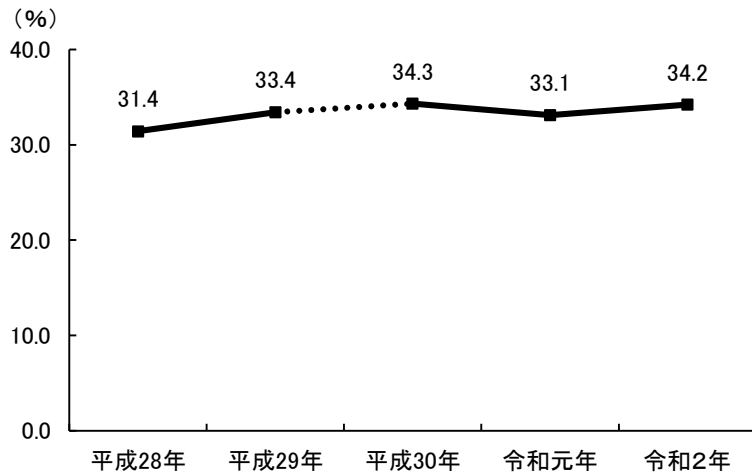
	全国	滋賀県	米原市
15～19歳	-13.2	-8.7	12.8
20～24歳	18.3	22.2	37.1
25～29歳	24.6	30.1	25.0
30～34歳	22.3	27.8	24.4
35～39歳	17.3	21.6	11.9
40～44歳	9.8	9.4	3.6
45～49歳	3.6	1.9	-4.1
50～54歳	0.0	-1.0	-5.6
55～59歳	-0.9	-1.0	3.2
60～64歳	-3.1	0.7	-10.3
65歳以上	-4.8	-4.6	-3.3

資料: 平成27年国勢調査

## (5)政策・方針決定の場への女性の参画状況

目標設定に基づく審議会等における女性割合をみると、令和2年において34.2%となっています。

■目標設定に基づく審議会等※における女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

※全ての審議会、委員会、協議会等（平成28～29年）。法律、条例により設置する調停、審査、諮問、調査を行うための合議制の機関。市政運営や諸計画の策定に当たり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関。市の政策に関する研究や連絡調整、啓発等を目的として設置する機関（平成30年～令和2年）

### (参考)

■政策・方針決定の場への女性の参画状況（令和2年度）

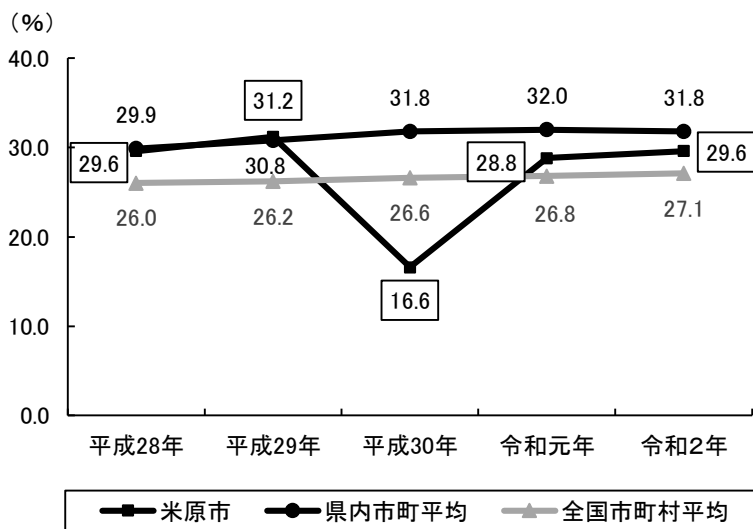
（単位：％）

	米原市	県平均	全国平均	参考・県上位		
審議会委員	29.6	31.8	27.1	①野洲市 39.3	②高島市 38.1	③大津市 37.1
公務員管理職	15.7	22.7	15.8	①多賀町 35.7	②湖南市 31.6	③甲良町 31.3
自治会長	0.9	4.2	6.1	①栗東市 11.3	②草津市 10.0	③大津市 7.6
防災会議委員	7.1	10.4	8.8	①多賀町 23.8	②甲賀市 16.7	③草津市 15.8

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

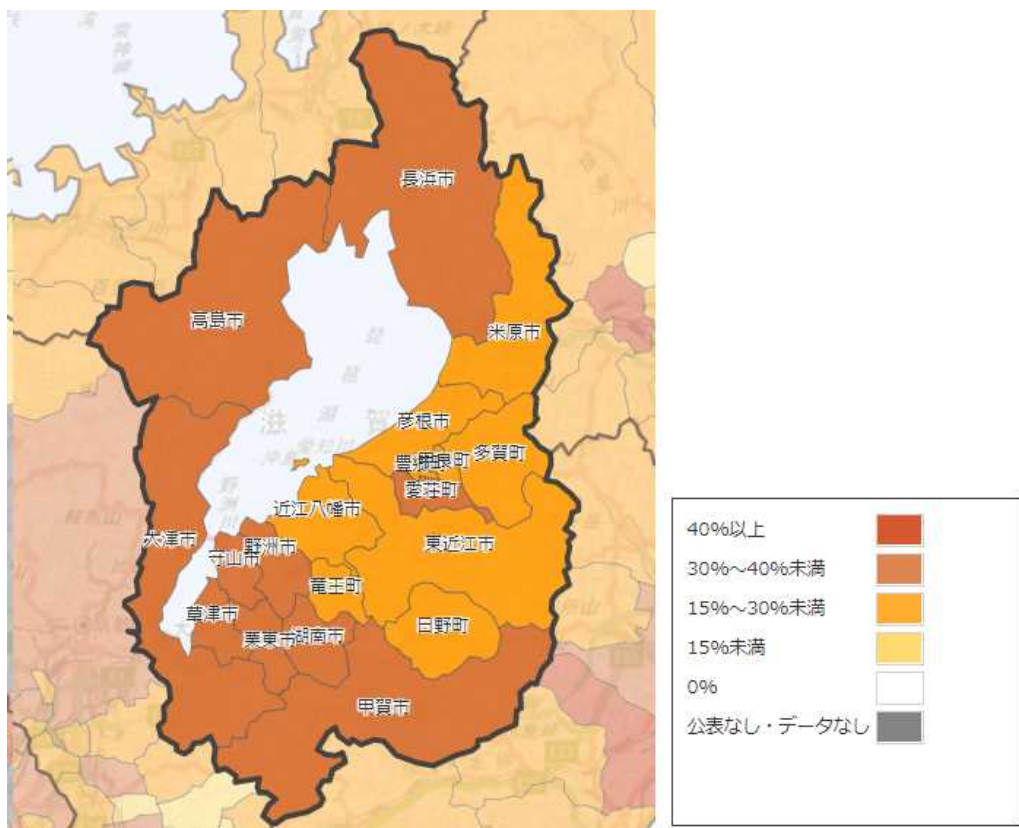
地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性割合をみると、平成 30 年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和 2 年では 29.6%となっています。

■地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

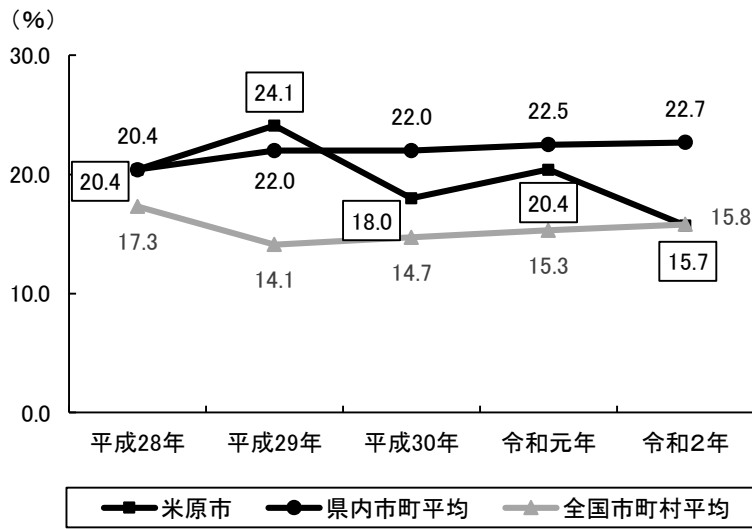
■滋賀県市町の審議会委員に占める女性割合(令和2年度)



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

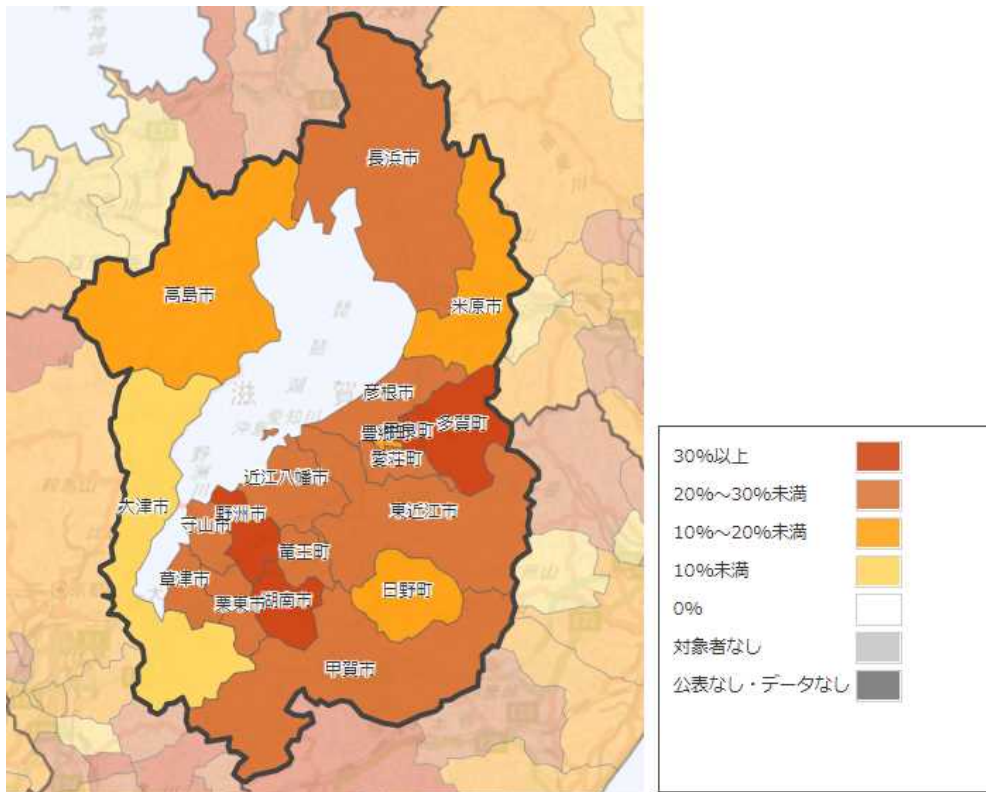
市職員に占める女性管理職（部局長・次長・課長相当職）割合をみると、平成30年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和2年では全国市町村平均も下回り15.7%となっています。

■市職員に占める女性管理職割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

■滋賀県市町の市職員に占める女性管理職割合（令和2年度）

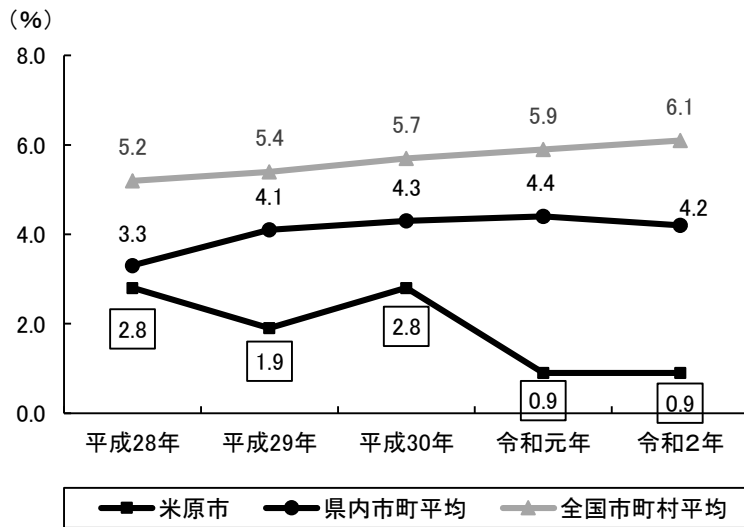


資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ



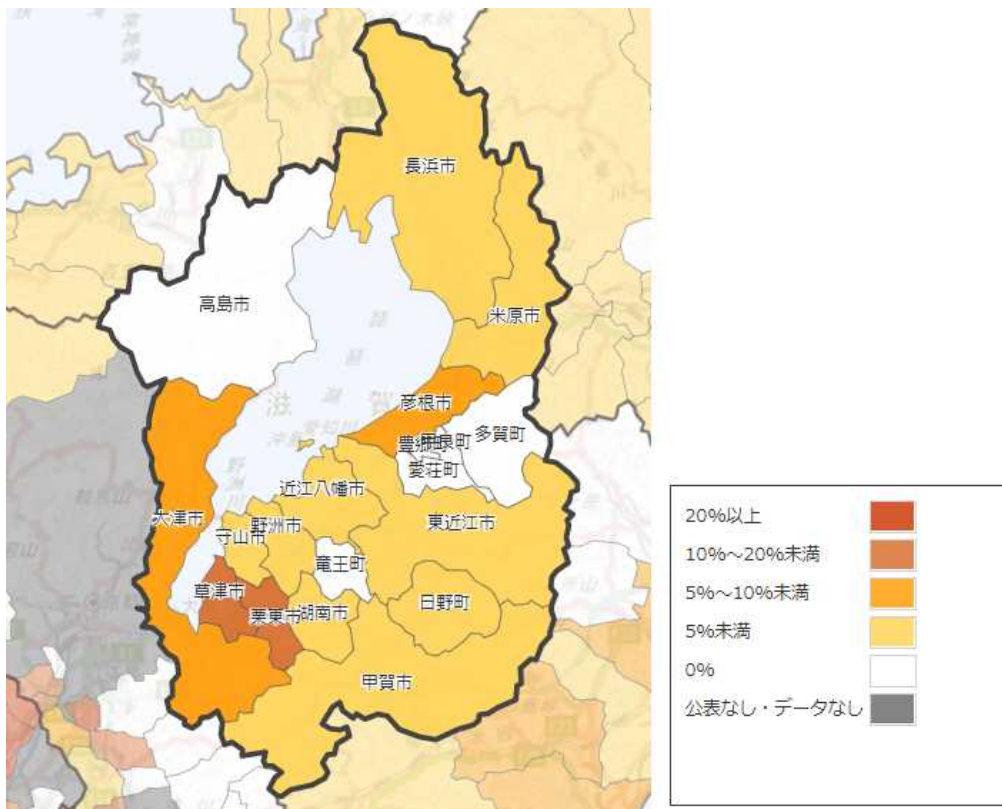
自治会長に占める女性割合をみると、県内市町平均、全国市町村平均を下回って推移しており、令和2年は0.9%となっています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

■滋賀県市町の自治会長に占める女性割合(令和2年度)



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

## 2 各種調査結果等から見る男女共同参画に関する意識

### (1)調査の概要

男女共同参画に関する市民の意識や家庭等における実態、自治会や事業所における女性活躍の実態等を把握するため、各種アンケート調査と団体へのヒアリング調査を実施しました。

#### ■各種調査概要

区分	対象	調査方法	調査期間	回収率
市民	市内に居住する16歳以上の男女	郵送による 配布・回収	令和2年9月25日 ～10月19日	46.8% (936件/2,000件)
自治会	市内の自治会		令和2年9月 ～10月9日	91.6% (98件/107件)
事業所	市内に本社・本店・支店・ 営業所・事業所を有する 事業所		令和2年7月1日 ～7月31日	71.4% (70件/98件)
団体	市内の自治会、女性の会 等、女性が活躍されてい る団体	聞き取り	令和3年9月15日 ～9月17日	

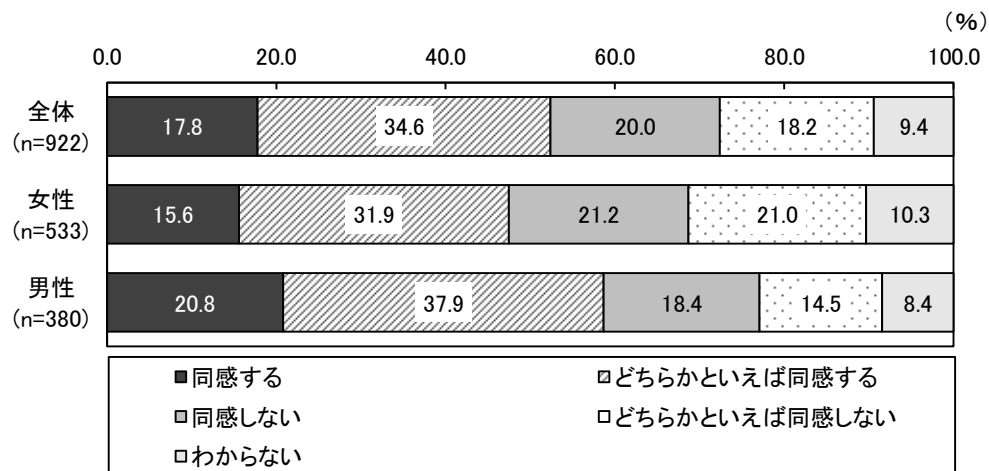
### (2)調査の結果

#### <市民アンケート>

#### 男女共同参画意識の向上

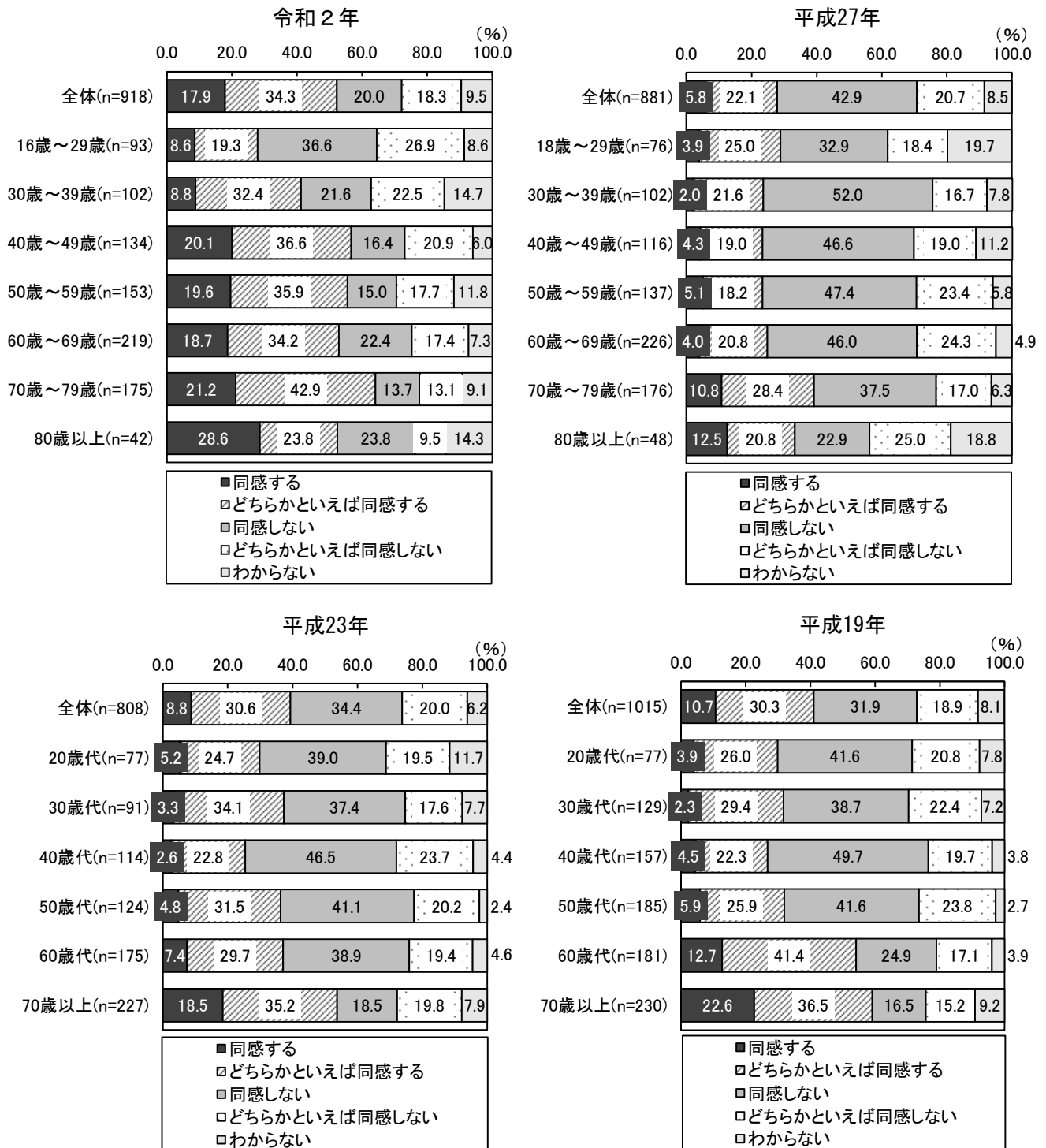
##### ①性別役割分担の考え方

日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の考え方について、同感する人が半数以上となっていますが、男女別にみると、女性では半数以下となっており、男女で意識の差が出ています。



年代別に経年比較すると、平成19年には、60歳以上で同感する人の割合が高くなっていましたが、減少してきており、他の年代とほぼ同程度となっています。

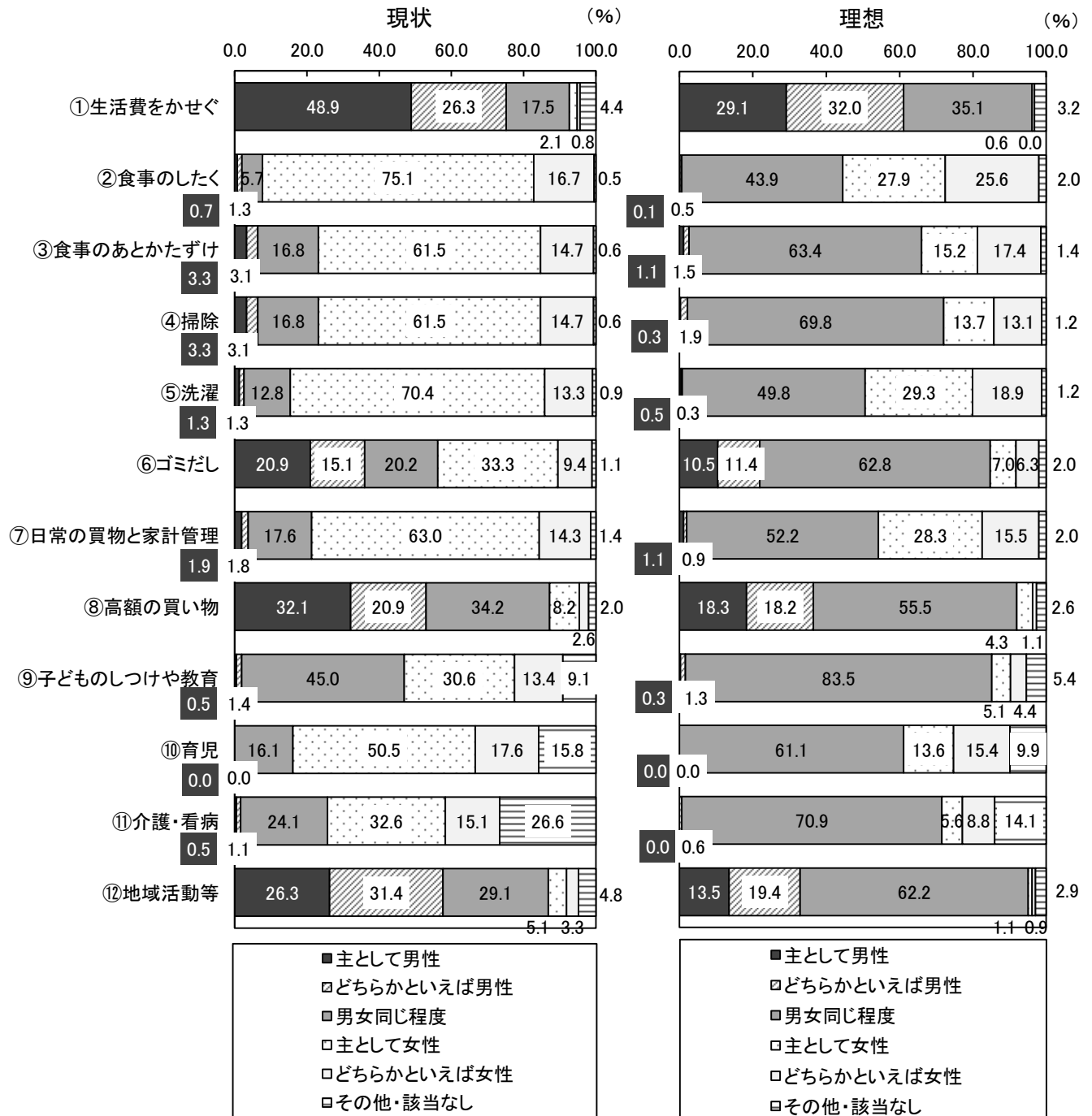
■年代別経年比較



※「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合について、令和2年の調査では、平成27年の調査までの「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。」という設問文から、「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」といった考え方に同感しますか。」という設問文に変更となっています。

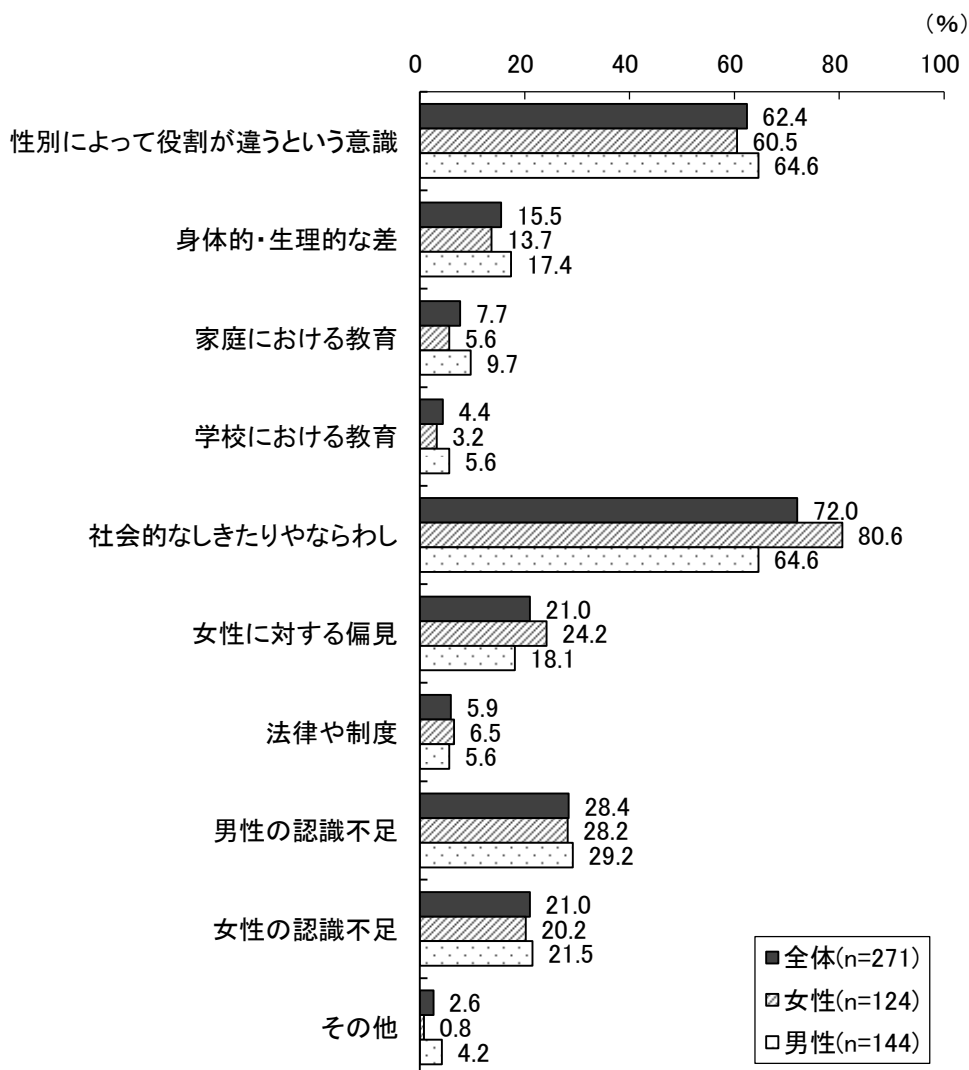
## ②家庭における男女の役割分担

家庭における男女の役割分担について、現状では多くの項目で「主として女性」が多くなっていますが、理想では「男女同じ程度」が多くなっており、現状と理想が一致していない状況です。



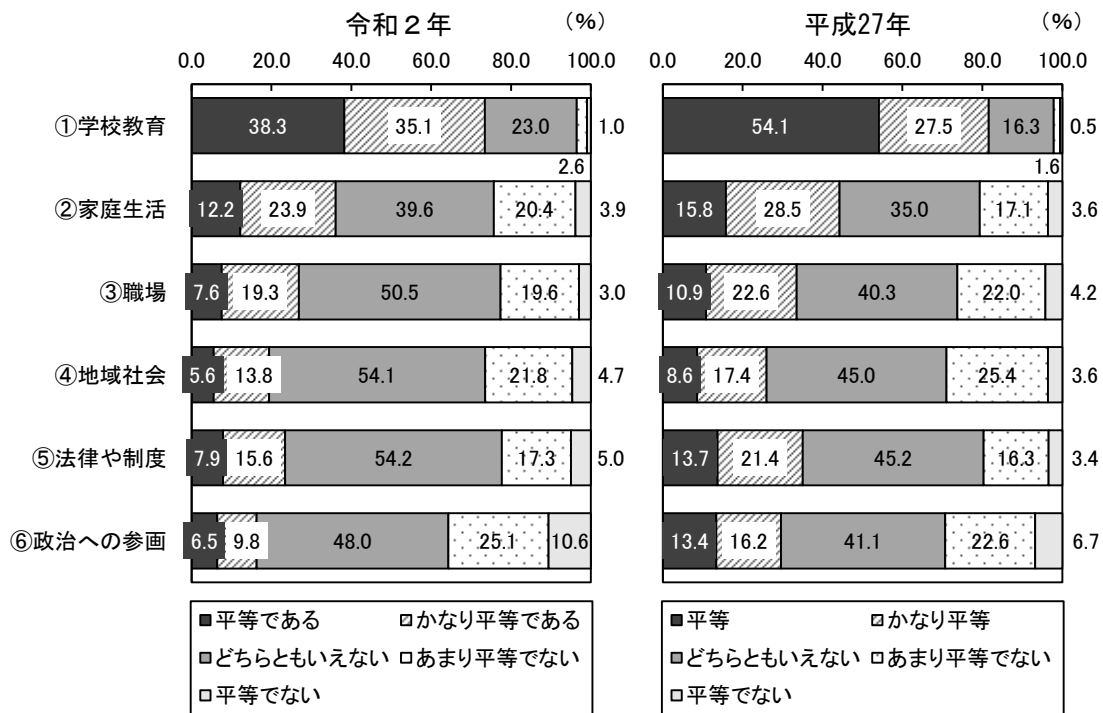
### ③地域の行事等における男女不平等

地域の行事等における男女の不平等の原因について、「社会的なしきたりやならわし」「性別によって役割が違うという意識」が多くなっており、地域においても性別役割分担意識が依然として強くあることが分かります。



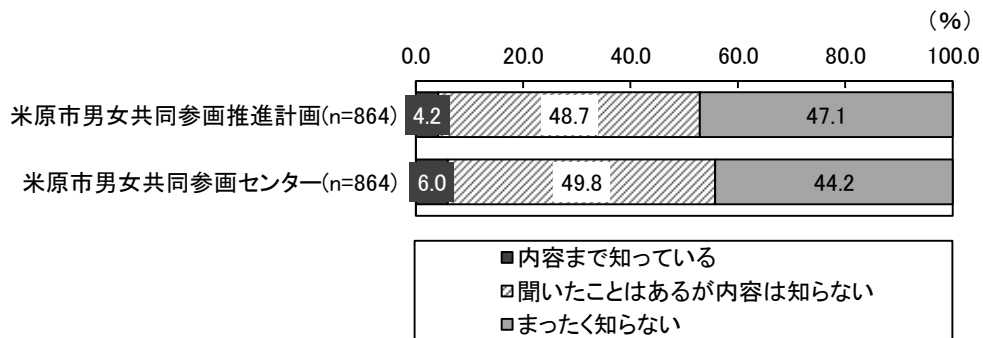
#### ④各分野における男女平等

各分野における男女平等について、前回調査と比較すると、多くの項目で、平等になっていると思う人は減少し、「どちらともいえない」が増加しています。



#### ⑤男女共同参画推進計画等に関する認知度

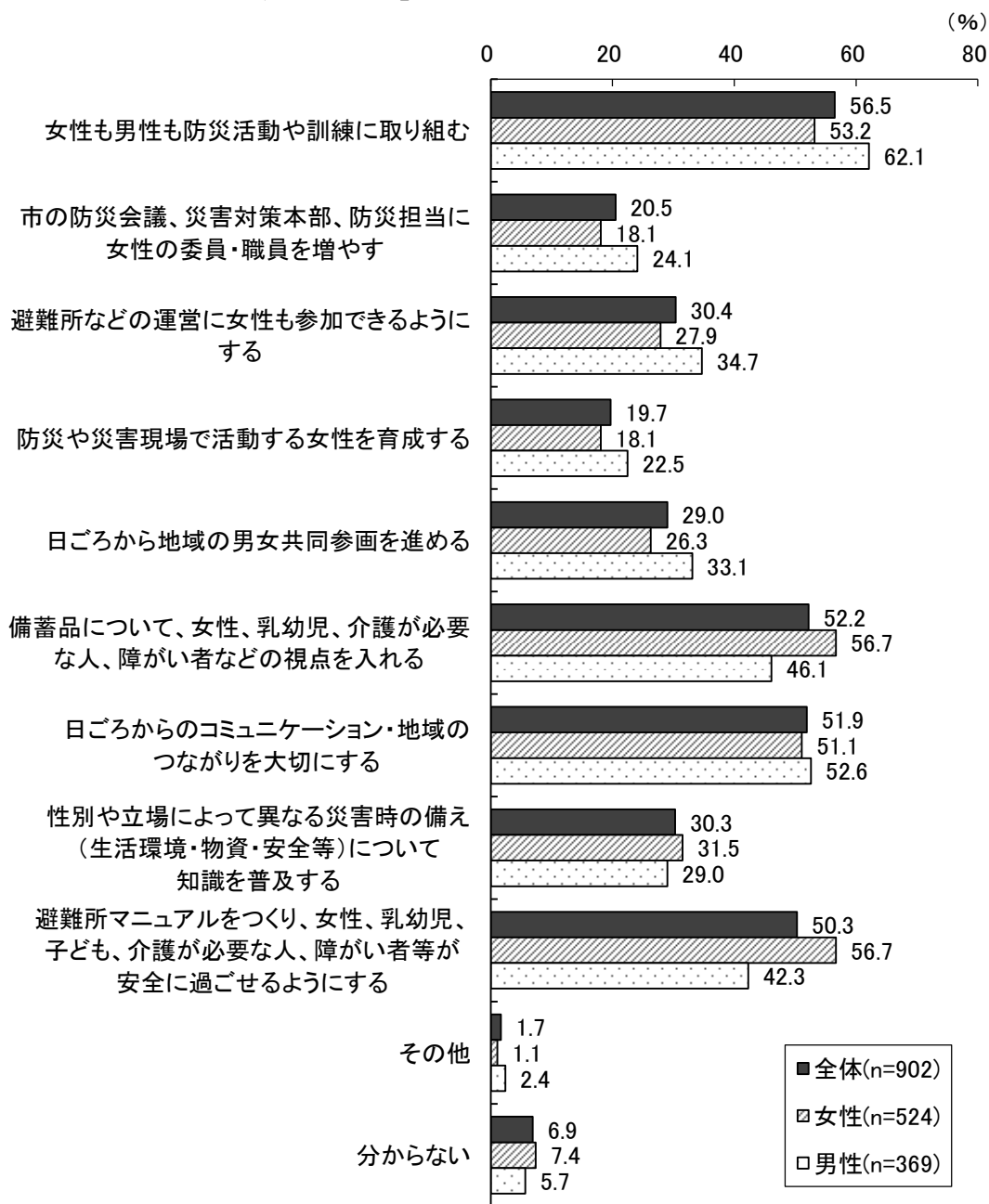
米原市男女共同参画推進計画や米原市男女共同参画センターについて内容を知っている人は少なくなっています。



## あらゆる分野における女性の活躍推進

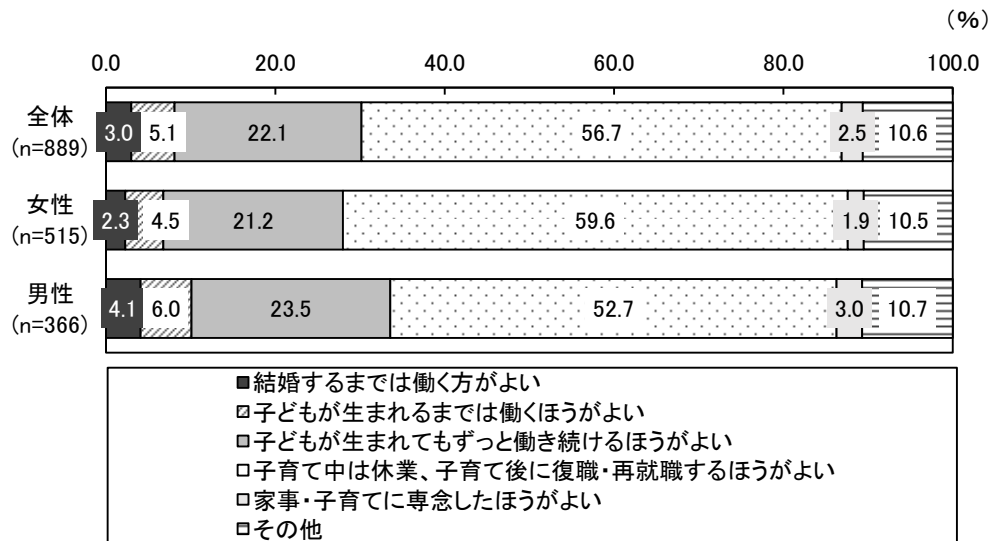
### ⑥災害への備えについて

災害に備えるために必要なことについて、女性では「備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」が多く、5割台後半となっています。



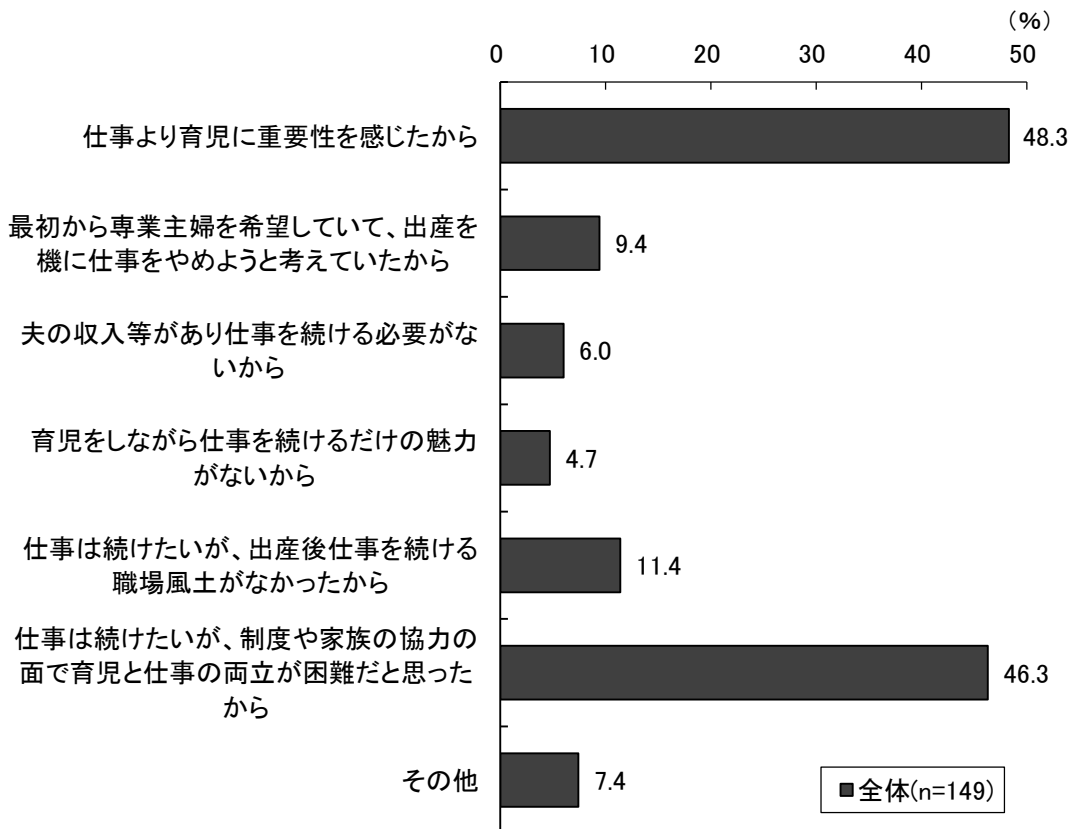
### ⑦女性の働き方について

女性の働き方について、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が半数以上で、「子どもが生まれてもずっと働き続けるほうがよい」は2割にとどまっていることから、家事・育児を女性が中心に担っており、仕事との両立が難しい現状がうかがえます。



### ⑧出産後に離職した女性の離職理由

出産後に離職した女性の離職理由について、「仕事は続けたいが、制度や家族の協力の面で育児と仕事の両立が困難だと思ったから」が4割台後半と高くなっています。

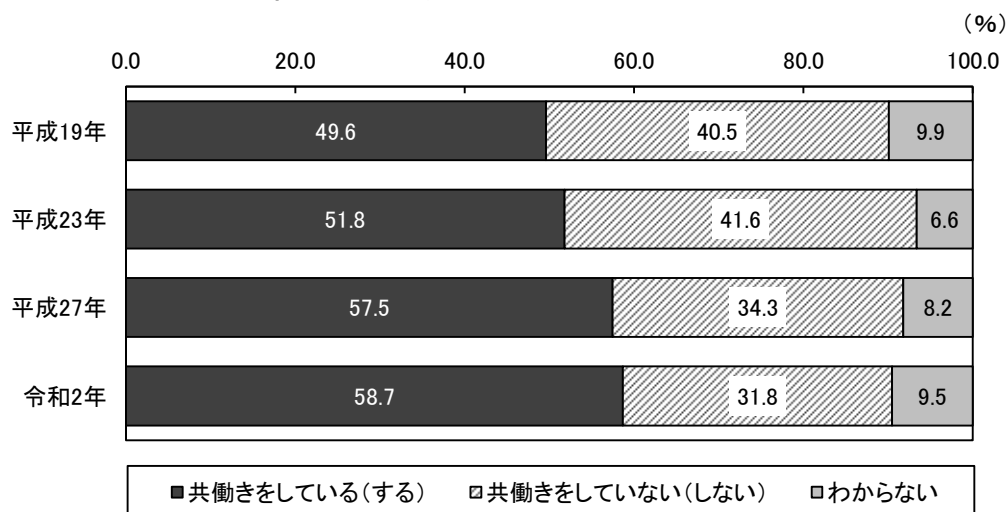




## ワーク・ライフ・バランスの推進

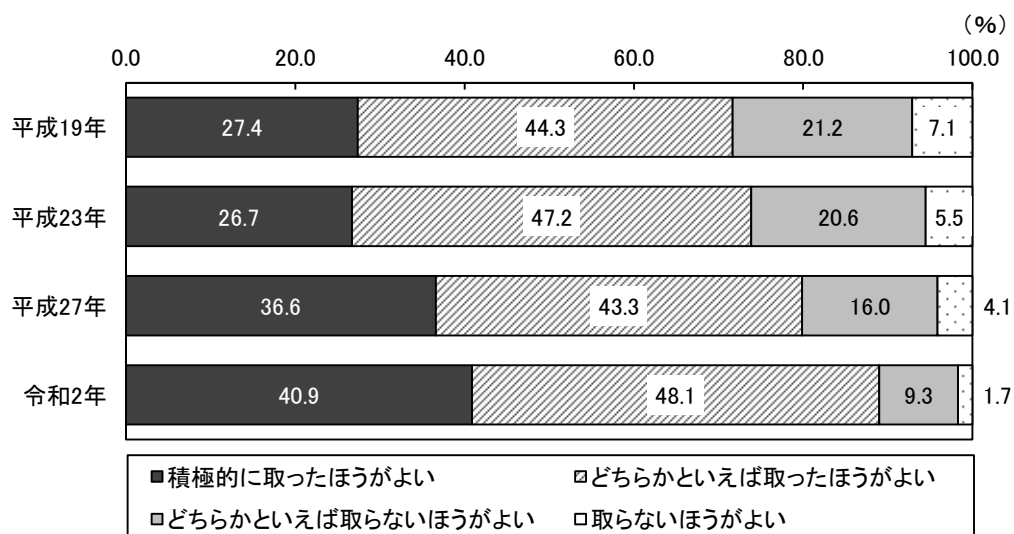
### ⑨共働きについて

共働きをしている（する）家庭は、経年的に増加しています。



### ⑩男性の育児休業について

男性が育児休業を取得することについて、「積極的に取ったほうがよい」と考える割合が経年的に増加し、4割程度となっています。



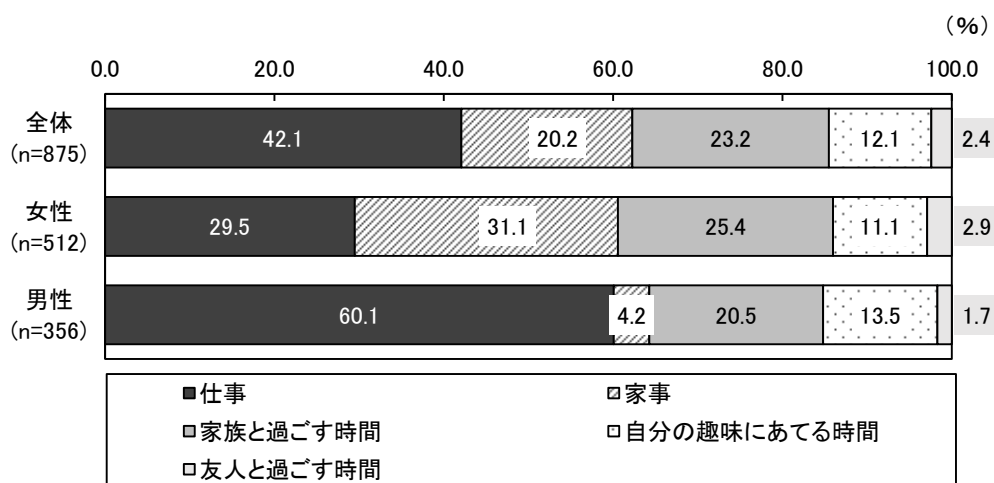
①生活の中で優先しているもの

普段の生活の中で、最も優先しているものについて、男性は「仕事」が6割程度、女性は「家事」が3割程度と多くなっています。

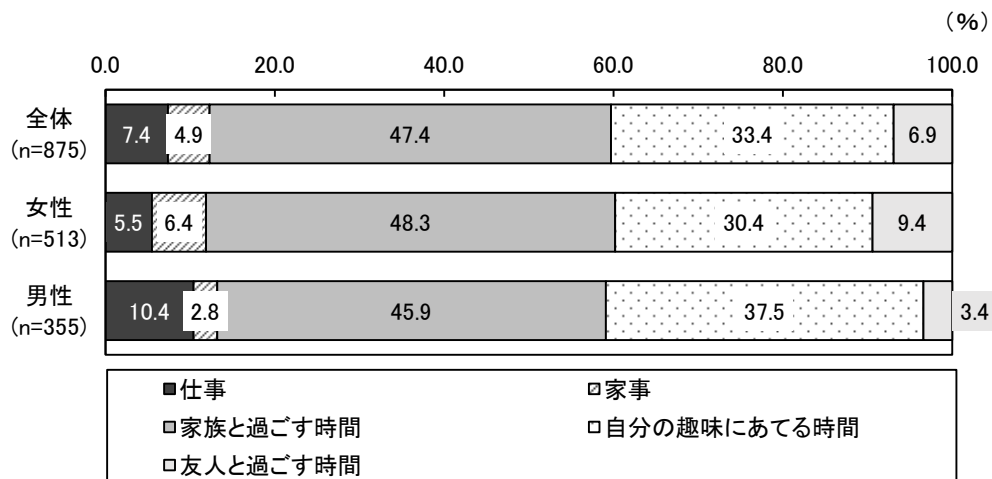
一方、普段の生活の中で、最も優先したいと希望するものは、男女ともに「家族と過ごす時間」が4割以上と最も多くなっています。

普段の生活の中で優先したいものの「現実」と「希望」が異なっている理由について、「配偶者や家族の理解不足」が特に女性に多い一方で、「職場における残業などの長時間労働」「職場の上司や同僚の理解不足による」が特に男性で多くなっています。

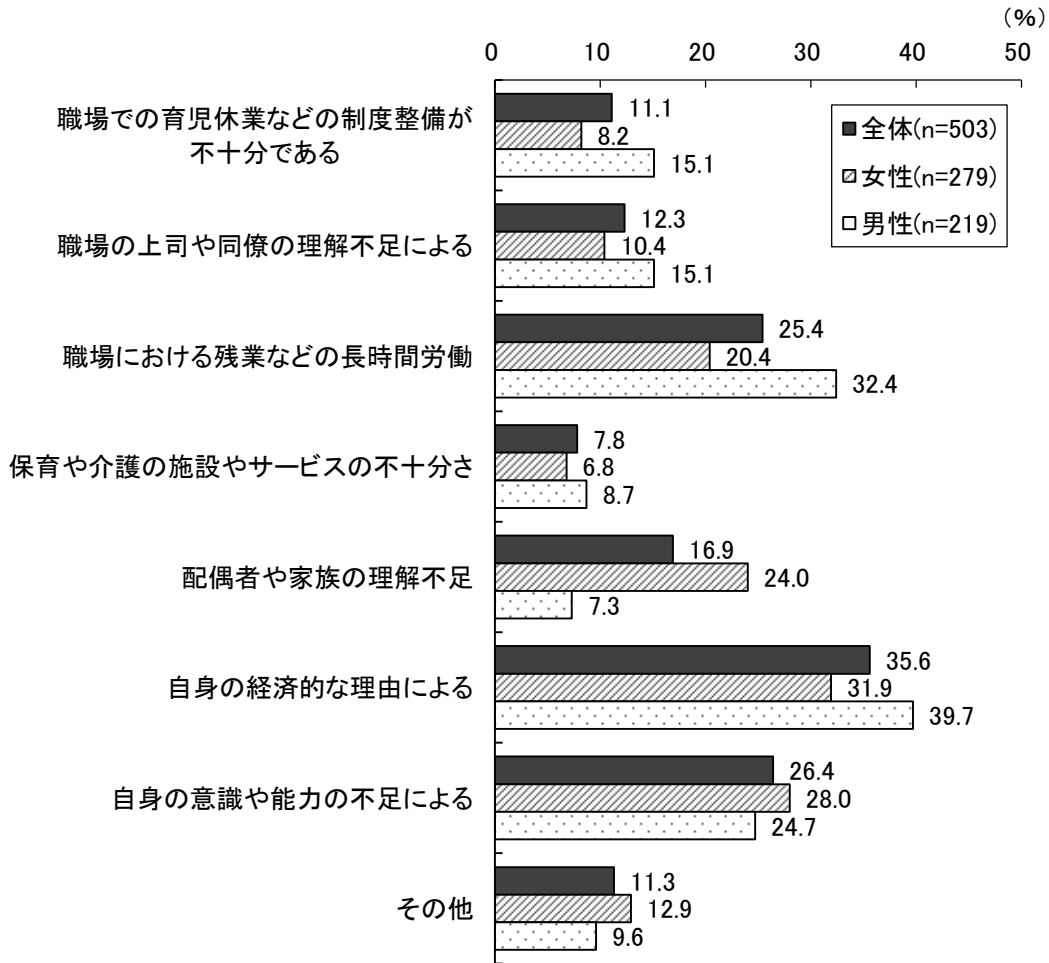
【現実】



【希望】

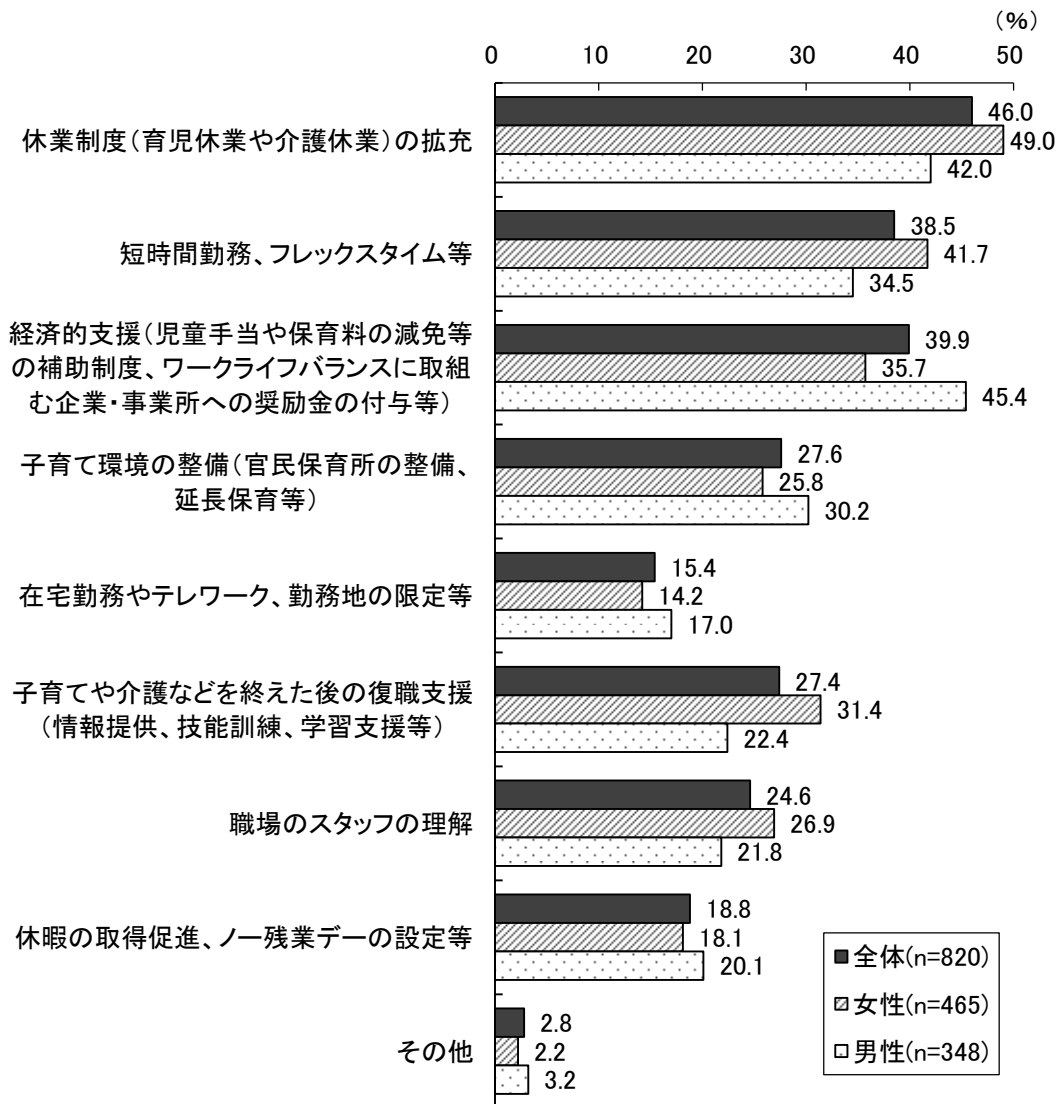


【現実と希望が異なる理由】



⑫企業や事業所の取組について

企業や事業所の取組として大切だと思うことについて、「休業制度（育児休業や介護休業）の拡充」が最も多くなっています。

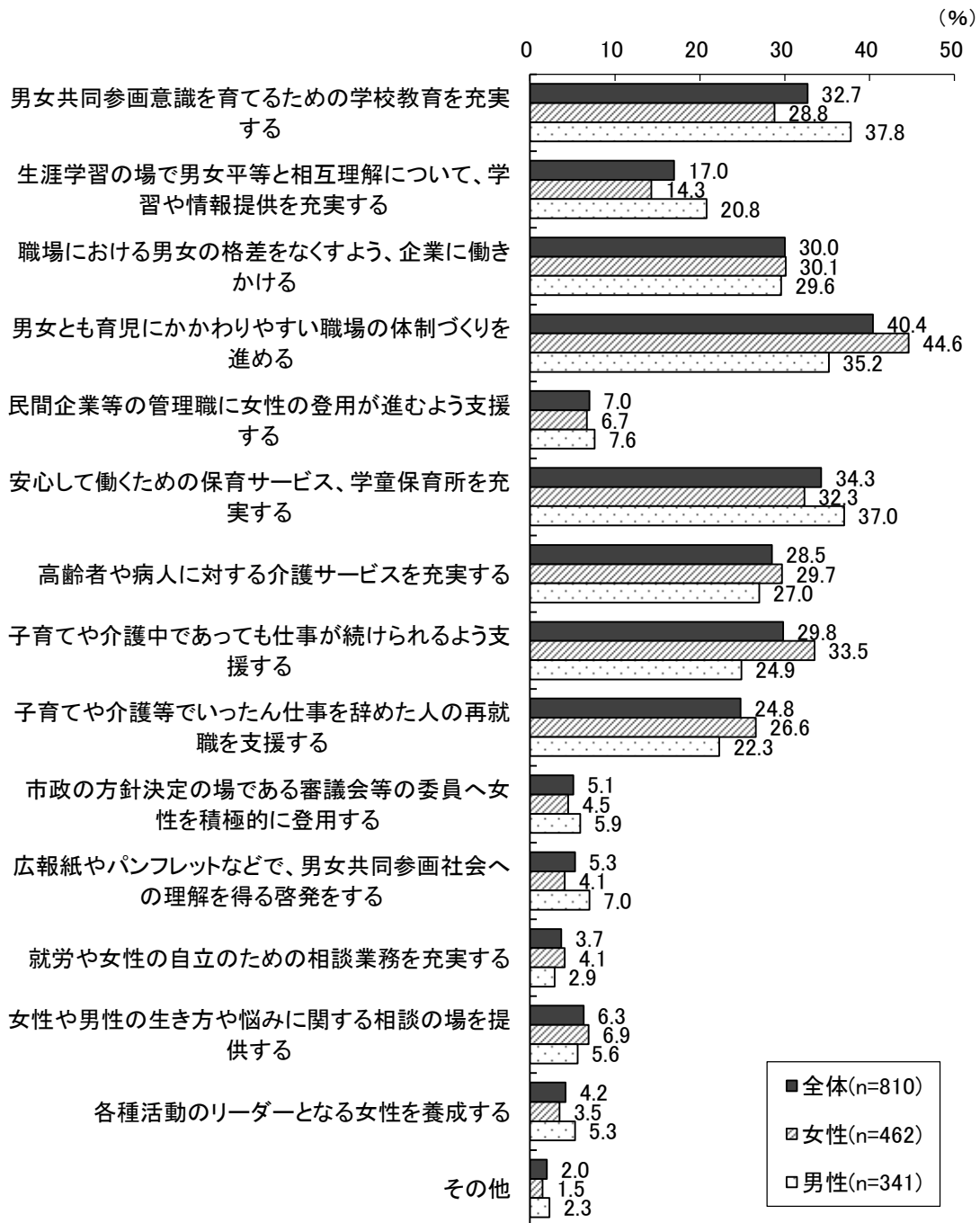


⑬力を入れていくべきことについて

男女共同参画社会の実現に向けて、力を入れていくべきことについて、全体では「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が最も多くなっています。

性別で見ると、女性は「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が最も多く、男性は「男女共同参画意識を育てるための学校教育を充実する」が最も多くなっています。

今後、市においては、男女が共に子育てできるように、子育て支援の充実や企業への育児休業等の制度利用促進に向けた周知・啓発に取り組むことが必要です。また、子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、ライフステージに応じた意識啓発を進めていくことが望まれます。



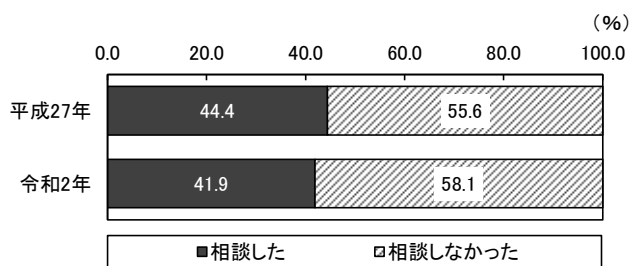
## DV等あらゆる暴力の根絶

### ⑭DVの相談について

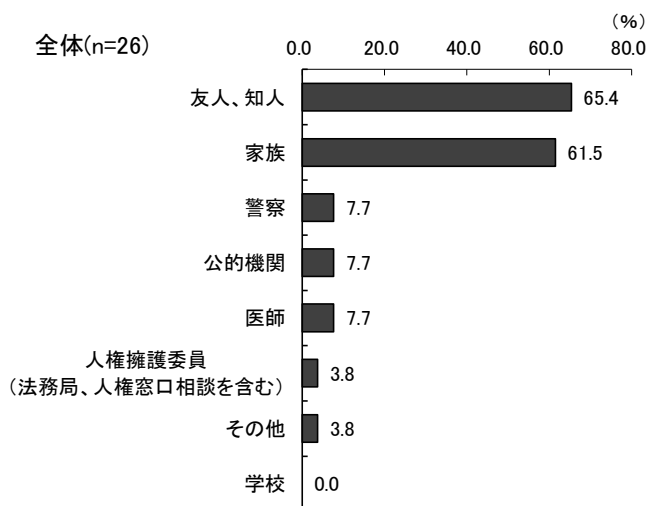
DVを受けたことを相談しなかった人は、半数以上となっており、前回調査よりも増加しています。

DVを受けたことを相談した人の相談先については、家族や友人・知人が多く、警察や公的機関は1割未満と少なくなっています。

■ DVを受けたことを相談したか

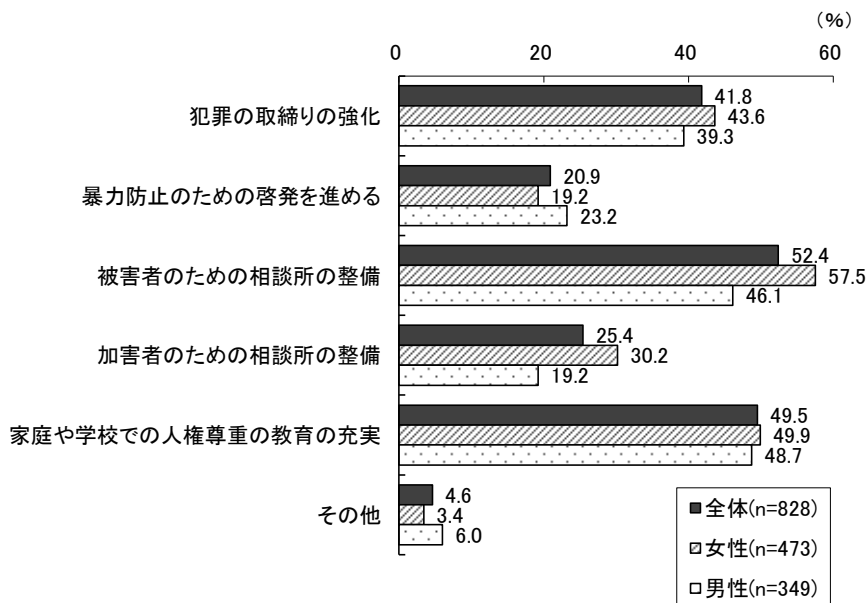


■ DVの相談先



### ⑮DVやセクシュアル・ハラスメントをなくすために必要なこと

DVやセクハラをなくすためには、女性では「被害者のための相談所の整備」、男性では「家庭や学校での人権尊重の教育の充実」が最も多くなっています。



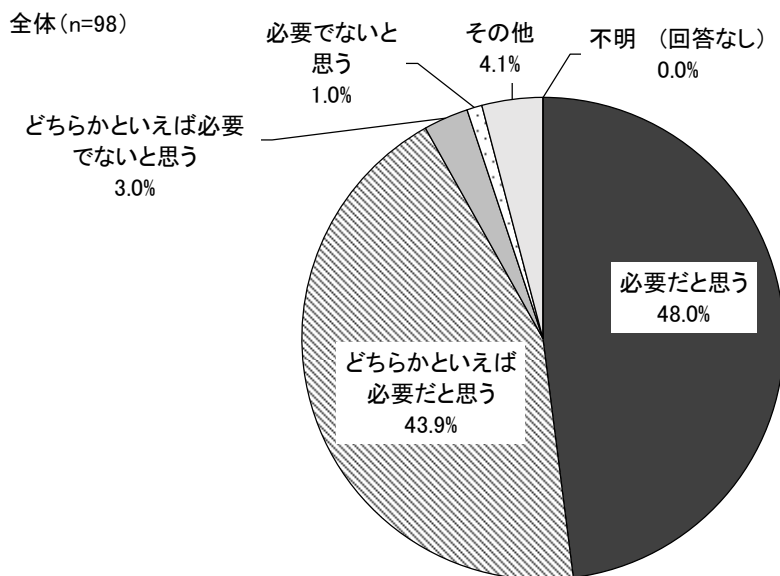
## <自治会アンケート>

### ①自治会の役職

自治会長が女性の自治会は、全 107 自治会中 1 自治会のみとなっています。会計職における女性の割合は 7.1%、その他役員における女性の割合は 9.1%となっています。

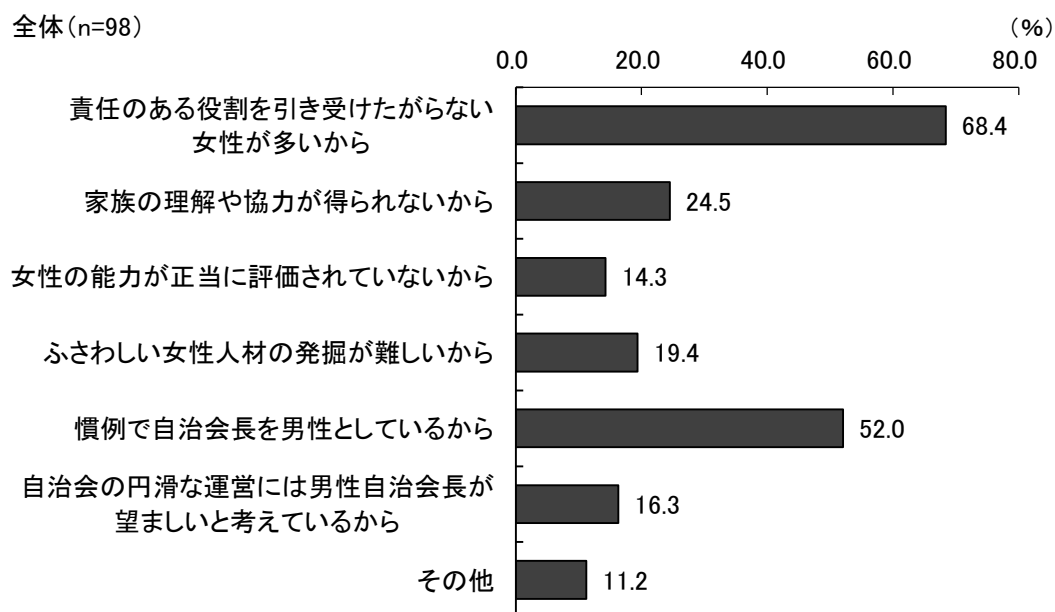
### ②地域の意思決定の場への女性の参加

地域の意思決定の場へ女性が参加することについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の割合が合わせて 9 割程度となっています。



### ③女性の自治会長が少ない理由

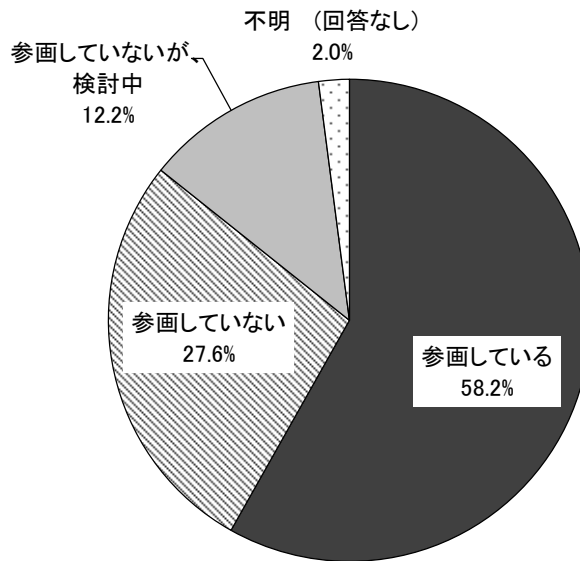
女性の自治会長が少ない理由について、「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」「慣例で自治会長を男性としているから」が多くなっています。



④自主防災組織の意思決定や取組検討の場への女性の参画

自主防災組織の意思決定や取組検討の場への女性の参画について、「参画している」が5割台後半となっています。

全体(n=98)

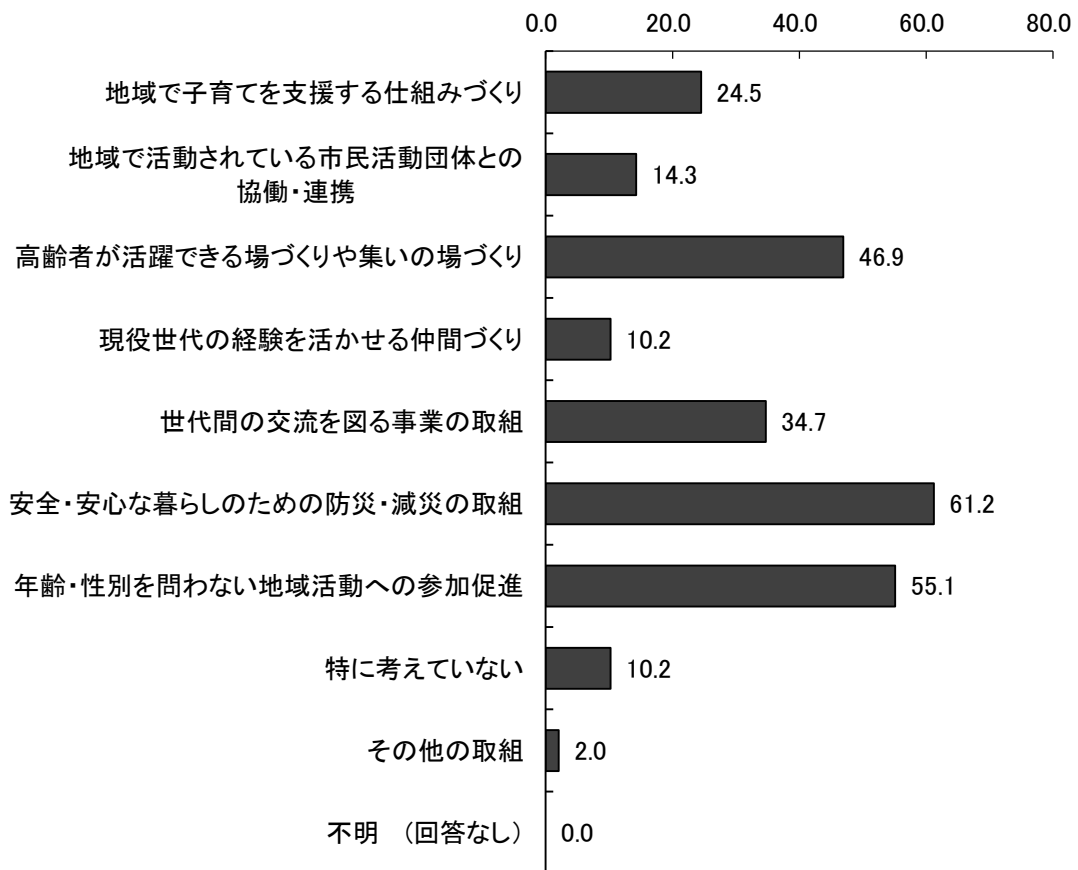


⑤重点的に取り組んでいきたいこと

重点的に取り組んでいきたいことについて、「安全・安心な暮らしのための防災・減災の取組」「年齢・性別を問わない地域活動への参加促進」が多くなっています。

全体(n=98)

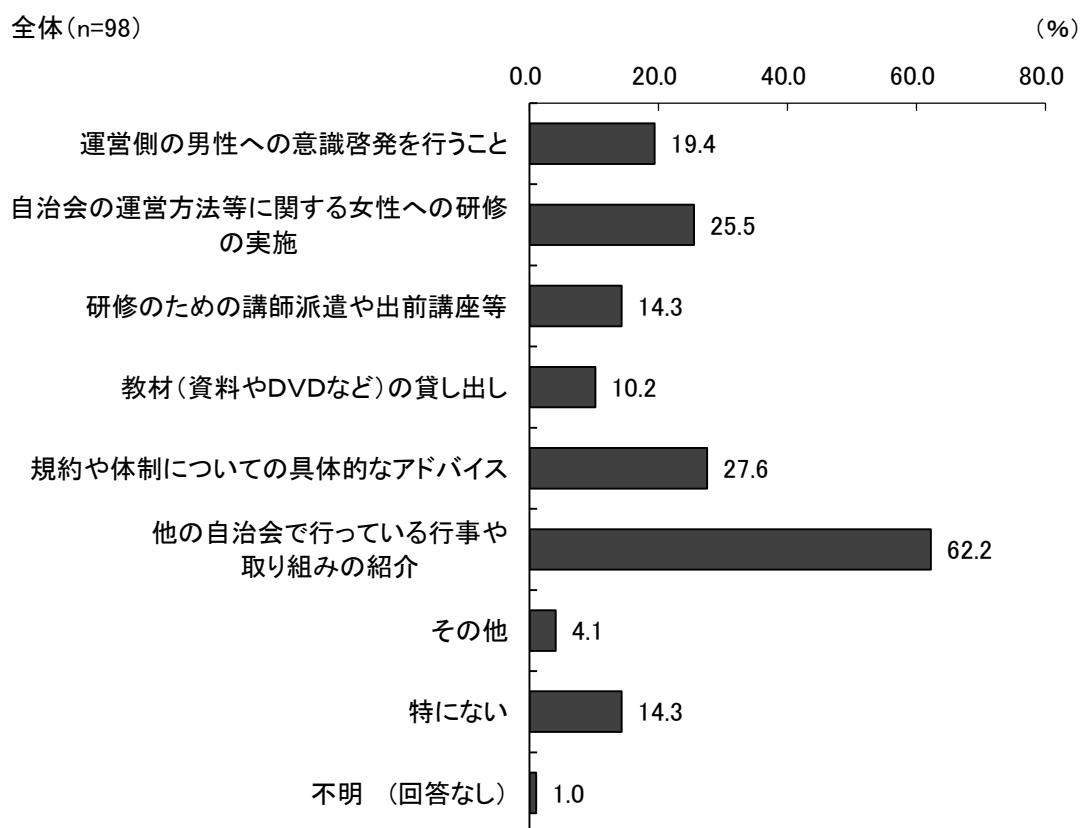
(%)





### ⑥市に取り組んでほしいこと

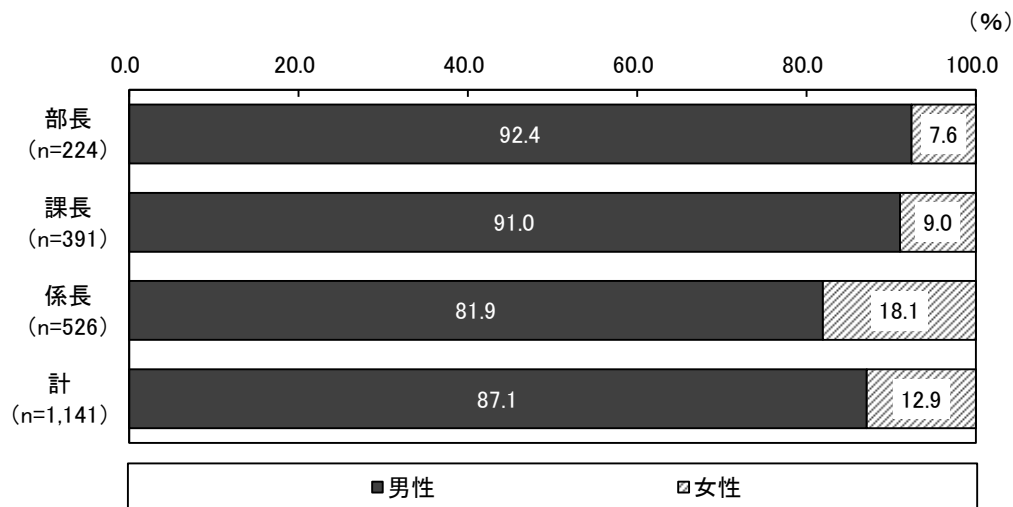
市に取り組んでほしいことについて、「他の自治会でやっている行事や取り組みの紹介」が6割台前半と多くなっています。



## <事業所アンケート>

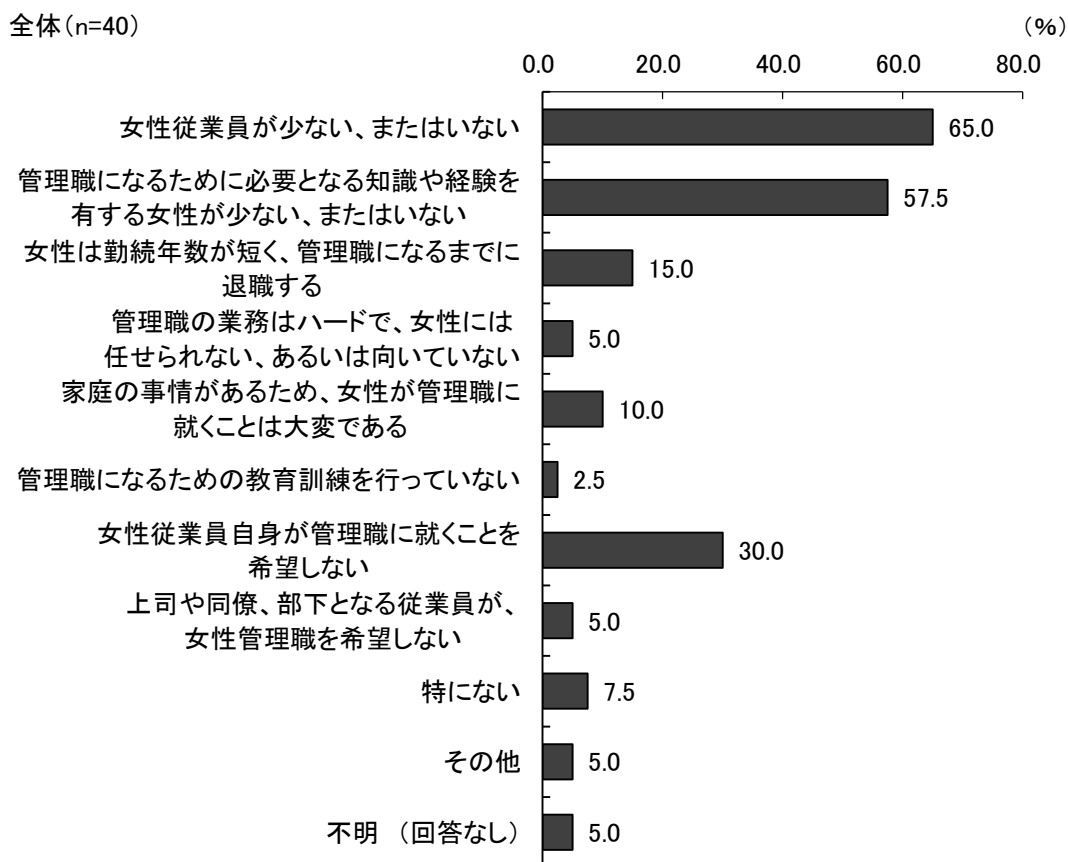
### ①管理職における女性の割合

管理職における女性の割合は12.9%となっています。



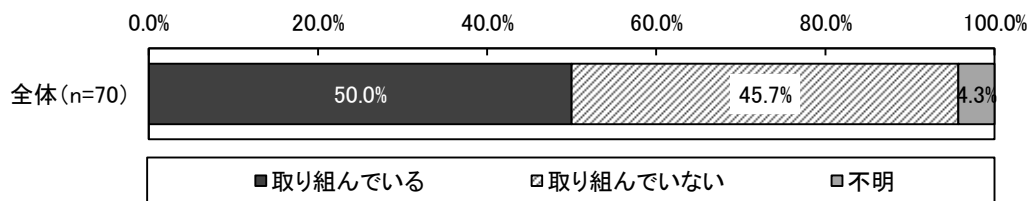
### ②女性管理職が少ない(または、いない)理由

女性管理職が少ない(または、いない)理由について、「女性従業員が少ない、またはいない」「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいない」が6割以上と多くなっています。



### ③ポジティブ・アクションについて

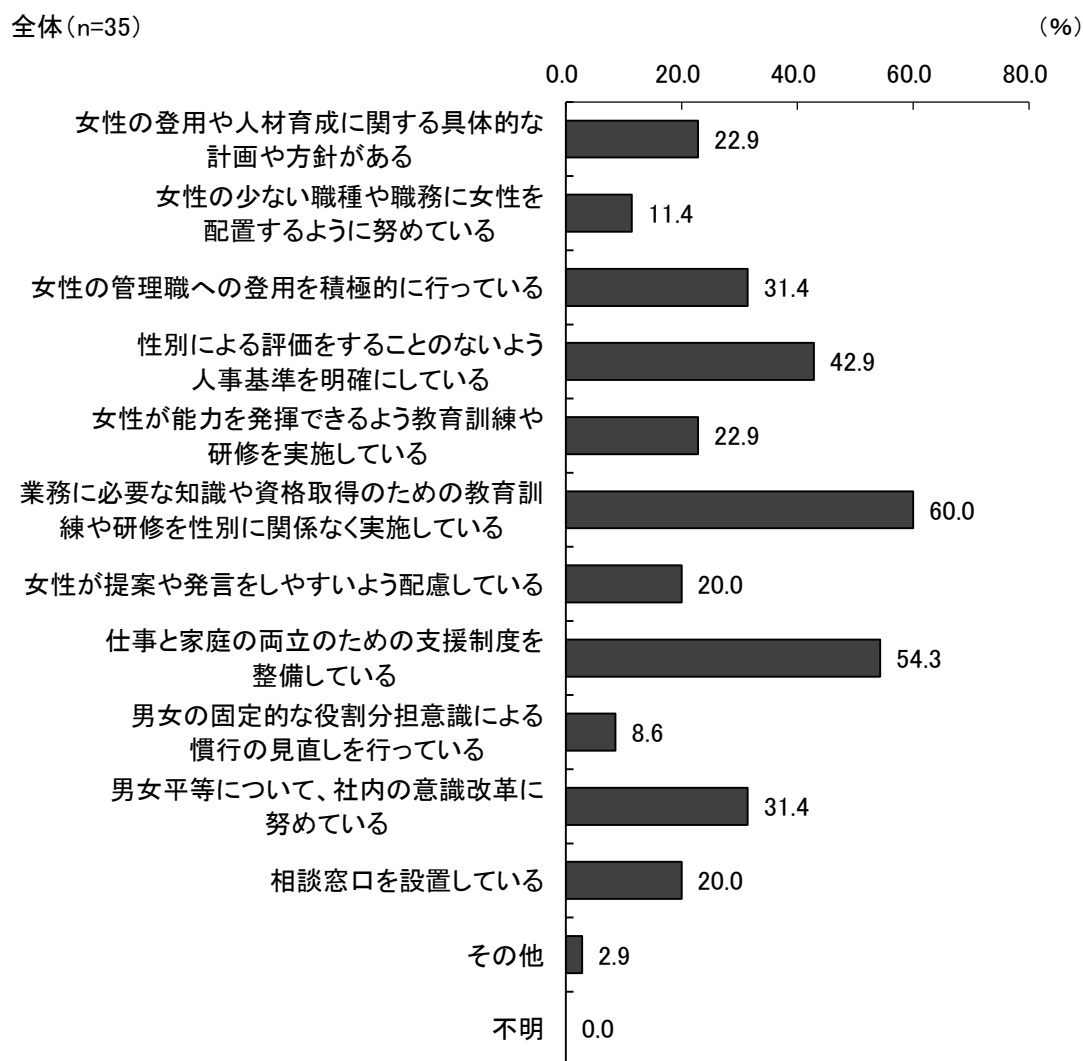
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は約半数です。



### ④ポジティブ・アクションの具体的な取組について

ポジティブ・アクションの具体的な取組として、性別に関係なく資格取得のための訓練や研修の実施、支援制度の整備、評価基準の明確化等が多く回答されており、その結果、「職場が活性化された」「女性従業員の責任感が向上した」という効果につながっています。

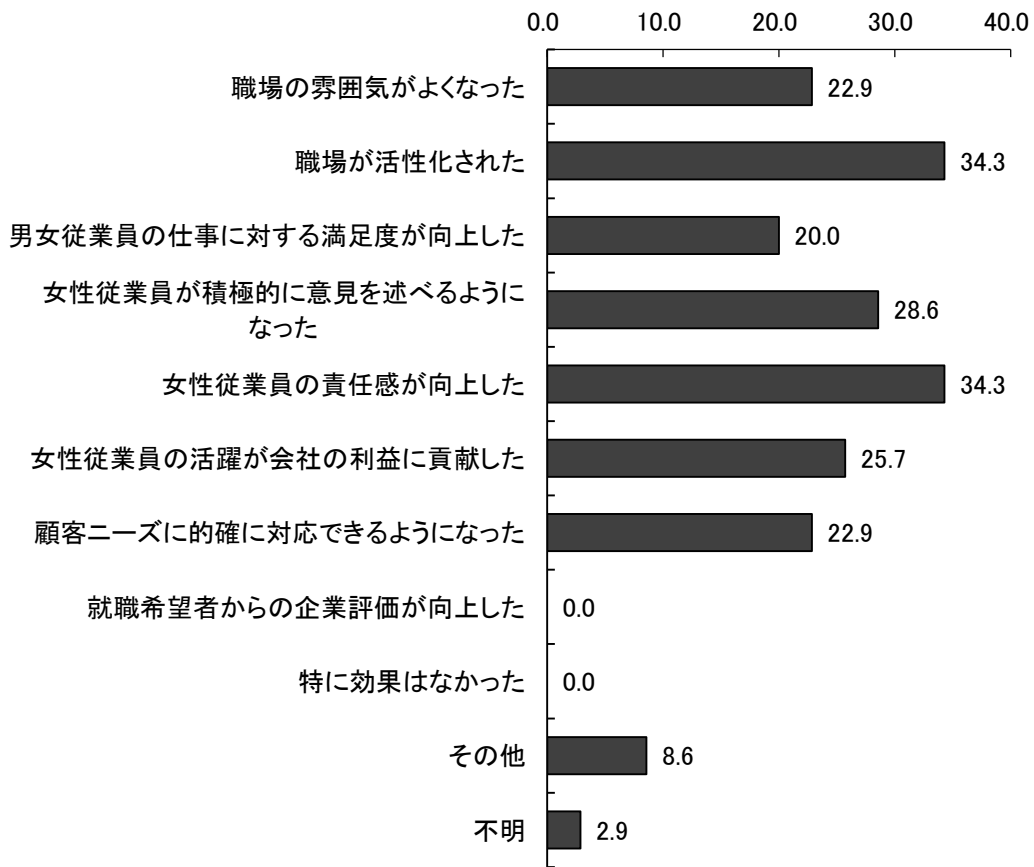
#### 【取組の内容】



## 【取組の効果】

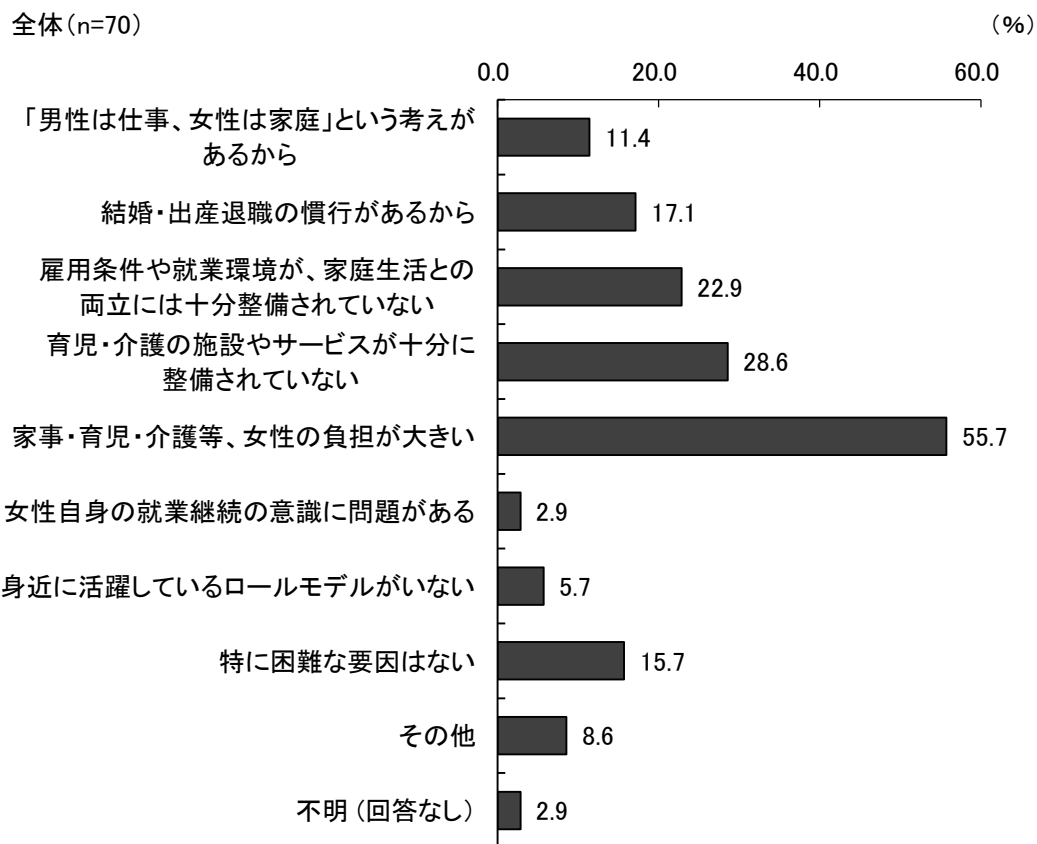
全体 (n=35)

(%)



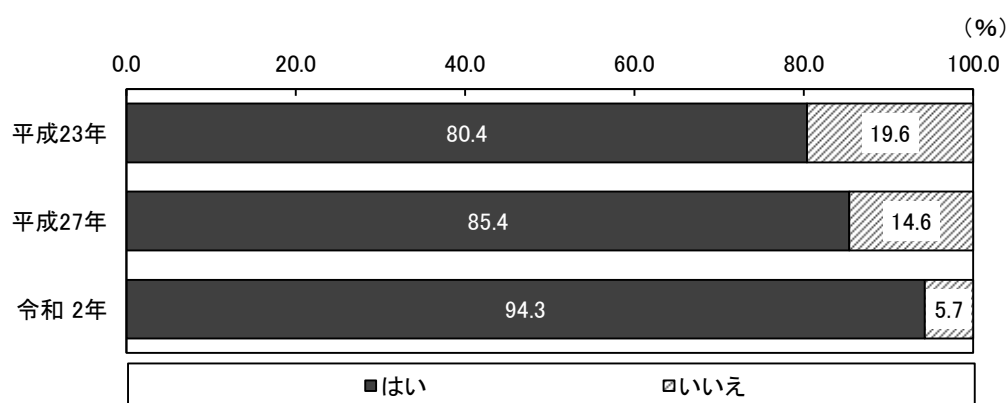
### ⑤女性の継続的な就業を困難にしている要因

女性の継続した就業を困難にしている要因について、「家事・育児・介護等、女性の負担が大きい」が5割程度で最も多くなっています。



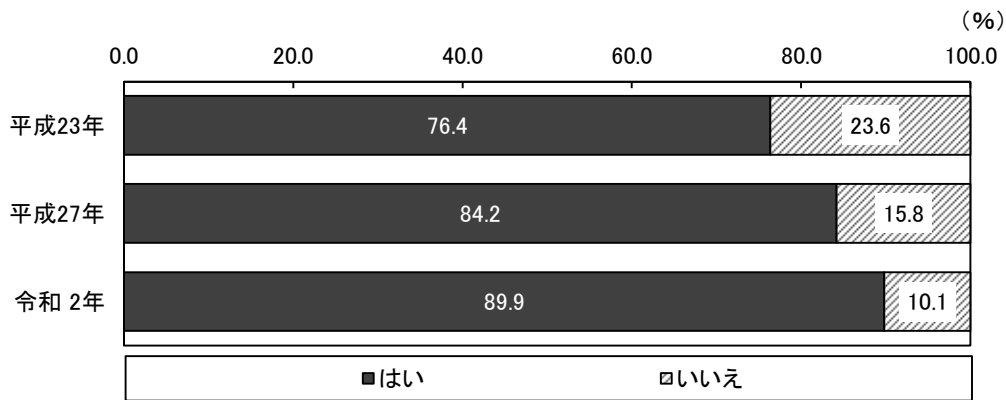
### ⑥育児支援制度

育児を支援する制度がある事業所は9割以上で、前回、前々回調査と比較して増加しています。



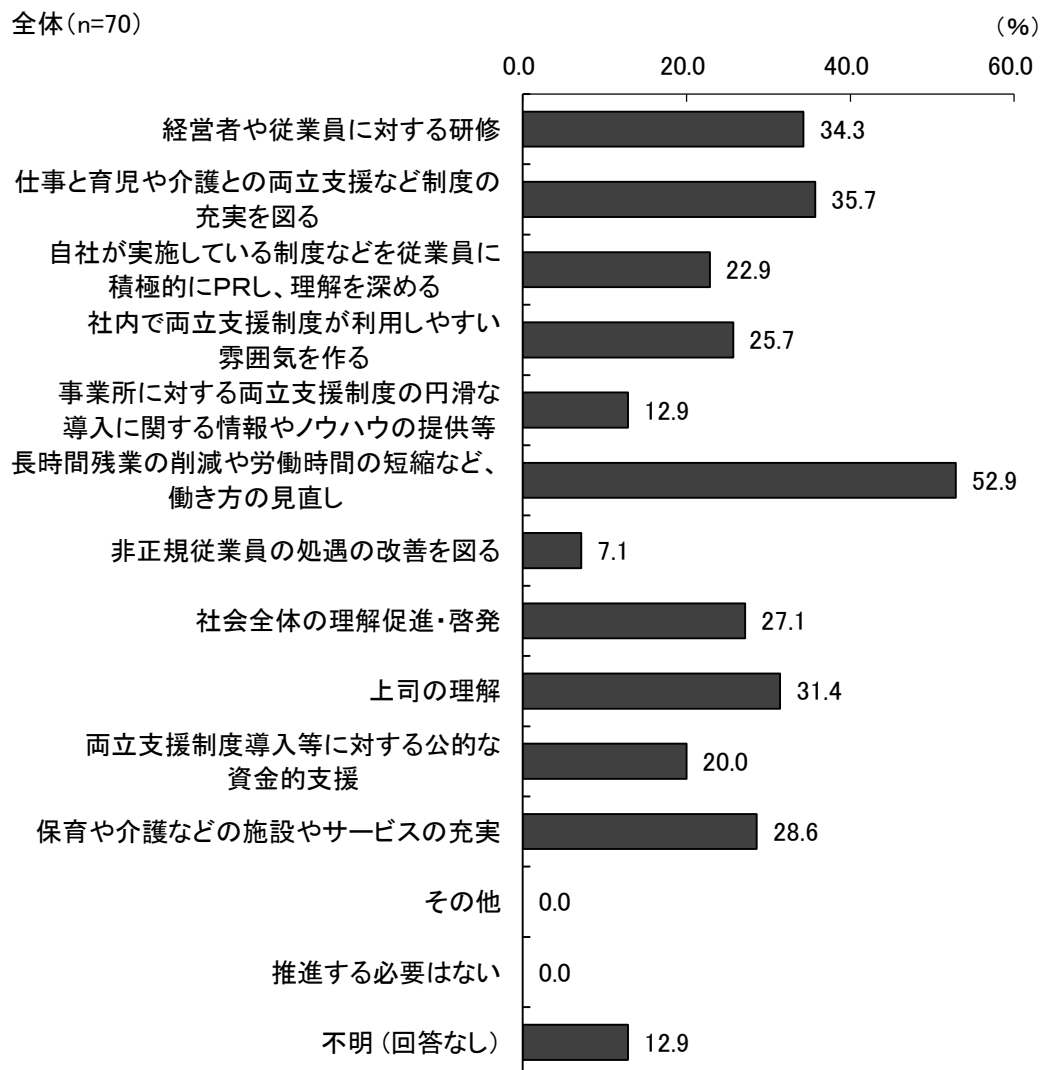
### ⑦介護支援制度

介護を支援する制度がある事業所は8割台後半で、前回、前々回調査と比較して増加しています。



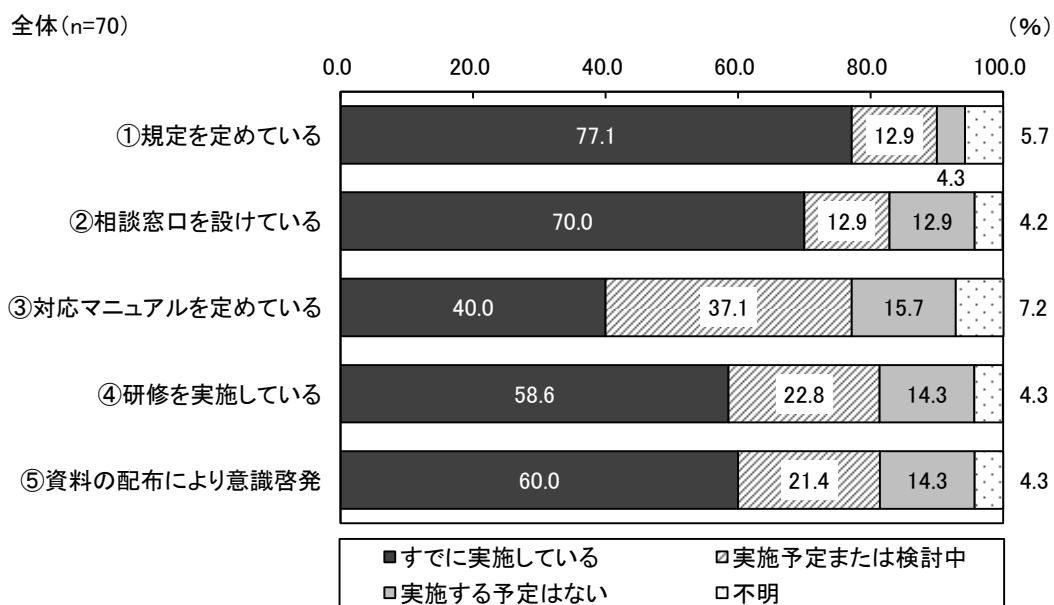
### ⑧ワーク・ライフ・バランス推進に必要なこと

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なことについて、「長時間残業の削減や労働時間の短縮など、働き方の見直し」が5割台前半、「仕事と育児や介護との両立支援など制度の充実を図る」「経営者や従業員に対する研修」「上司の理解」が3割程度と多くなっています。



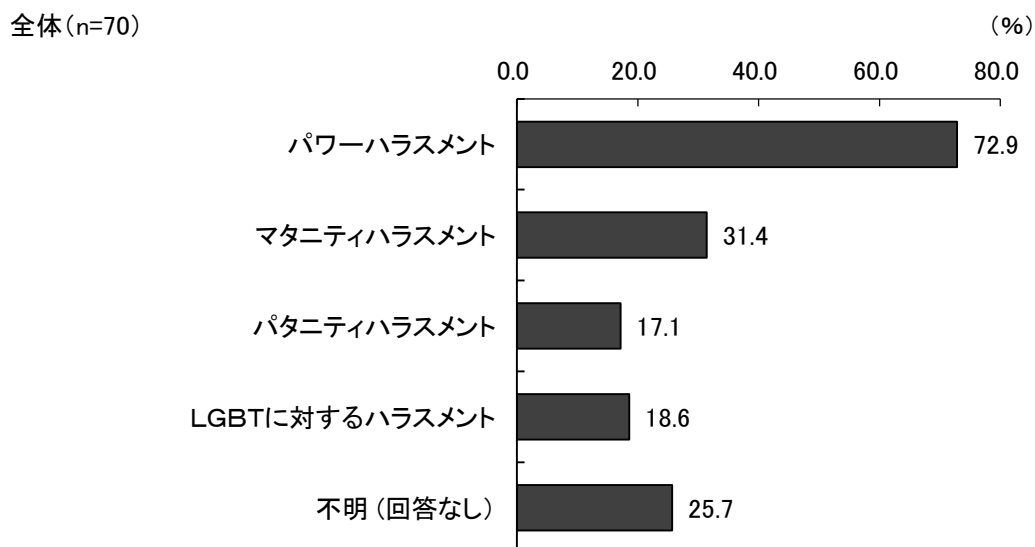
### ⑨セクハラ防止の取組

セクシュアル・ハラスメント防止に向けての取組について、セクハラ防止の規定や相談窓口の設置を実施している事業所は7割以上となっています。



### ⑩その他のハラスメント防止の取組

その他のハラスメント防止の取組を実施している事業所は、パワーハラスメントが7割以上、マタニティハラスメントが3割以上となっています。



第4次米原市男女共同参画推進計画策定に向けた年間スケジュール

資料4

計画策定の流れ	時期	令和3年										
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>①現状分析・評価検証</b>												
関係資料整理												
関係部署対象調査(ヒアリング)												
関係団体対象調査												
現行計画検証整理												
次期計画課題整理												
<b>②施策検討・計画策定</b>												
計画骨子案(計画の枠組み)の作成・検討												
計画素案(計画全体)の作成・検討												
概要版・計画書の作成												
庁内調整												
最終調整												
<b>③各種会議の実施</b>												
パブリックコメント(市民意見の公募)の実施												
審議会												
部長会議、市議会												

**第1回**  
・各種調査結果報告、次期計画策定に向けた課題検討

**第2回**  
・計画骨子案の説明と検討

**第3回**  
・計画素案の説明と検討

**第4回**  
・パブリックコメント結果報告、計画の承認